

品川区 子ども・子育て計画

平成27年度～平成31年度

品川区子ども・子育て支援事業計画

品川区次世代育成支援対策推進行動計画



品川区

平成27年4月



品川区子ども・子育て計画の 策定にあたって

品川区はこれまで平成17年度から次世代育成支援対策推進行動計画を、そして平成22年度から同計画の後期計画を実施し、子育てしやすい地域環境の整備を進めるとともに、すすく赤ちゃん訪問や親育ちワークショップ等の子育て支援事業、多様な保育事業、そして小中一貫教育の推進をはじめとする特色ある教育など、子育て関連事業を10年間の計画期間の中で充実してまいりました。

このたび、子ども・子育て支援新制度の施行にともない、保育・教育・子育てに関する整備計画である子ども・子育て支援事業計画と一体化し、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする「品川区子ども・子育て計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、学識経験者や地域・団体の代表、保育・教育に関する事業者と利用者、公募区民などによる「子ども・子育て会議」においてご検討をいただき、さらにパブリックコメントを通して、広範にそして実際の利用者から直接的にご意見をお聞きするよう努めてまいりました。

区としましては、計画の基本的な考え方である「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”のもと、子育てが家庭で、地域でさらに楽しいと感じていただけるよう、未来を担う子どもたちの育成支援をより一層充実してまいります。

また、本計画は、今後の乳幼児人口や保育需要などの変化にともない見直しを行なうとともに、計画の推進にあたっては柔軟で総合的な取り組みを進めてまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成27年4月

品川区長 濱野 健

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
第3章 品川区の子ども・子育ての現状と計画	5
1 人口と出生の現状.....	5
2 子育て支援の現状.....	8
第4章 第3次次世代育成支援対策推進行動計画	11
1 第3次行動計画の基本的な視点と基本目標.....	11
2 施策体系・重点事業.....	12
3 基本目標ごとの施策・事業.....	17
基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり.....	17
（1）健やか親子支援事業の充実.....	19
（2）休日・小児夜間診療の充実.....	20
（3）子育て支援ボランティアなどの育成.....	21
（4）事業所内育児施設の整備支援.....	22
（5）子ども発達支援事業などの充実.....	23
基本目標②：すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり.....	24
（1）小中一貫教育の推進.....	25
（2）子どもを見守る地域ネットワークの充実.....	26
（3）ティーンズプラザの充実.....	27
（4）体験活動の支援・機会の提供.....	28
基本目標③：区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり.....	29
（1）若年者の経済的自立の支援.....	30
（2）ひきこもりなど若年者自立の支援.....	31
（3）青少年の社会貢献活動の支援.....	32
（4）ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進.....	33
（5）親育ちサポート事業の充実.....	34
（6）「家庭の日」の普及啓発.....	35
第5章 子ども・子育て支援事業計画	36
1 教育・保育提供区域の設定.....	36
2 幼児期の学校教育・保育.....	36
（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	36
（2）提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型給付別）.....	38
3 地域子ども・子育て支援事業.....	41

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）	42
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	43
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	45
(4) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライ トステイ）事業）	47
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	49
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業.....	50
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	51
(8) 一時預かり事業.....	53
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	57
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	59
(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	60
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	61
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	61
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容.....	62
第6章 計画の推進.....	64
1 計画の推進体制.....	64
2 進捗状況の管理.....	64
資料編.....	65
資料編1 会議委員名簿及び審議経過.....	65
1 品川区子ども・子育て会議（次世代育成支援対策推進協議会）委員名簿.....	65
2 審議経過.....	66
資料編2 「量の見込み」の考え方.....	67
1 人口推計（0歳～11歳）	67
2 「量の見込み」を算出にあたっての家庭類型の分類.....	67
3 「量の見込み」を算出する項目	68
4 教育・保育の量の見込み.....	68
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	69
資料編3 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査結果概要	70
調査結果概要.....	70
資料編4 用語集.....	71

(参考)

品川区ホームページ : <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※トップページ > 子ども・教育 > 保育園・幼稚園 > 子ども・子育て支援新制度

内閣府ホームページ : <http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

※子ども・子育て支援新制度、国の子ども・子育て会議の検討内容等が掲載されています。

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

策定する「品川区子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という）」は、保育需要を把握し、教育・保育施設などの整備計画として、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するものです。また、平成17年に「品川区次世代育成支援対策推進（前期）行動計画（以下「行動計画」という）」を、平成22年に「後期行動計画」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業を充実してきましたが、行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、後期行動計画の理念を継続し、さらに5年間の計画を策定します。この支援事業計画と行動計画を一体化した上で、パブリックコメントを実施し、「品川区子ども・子育て計画」を策定しました。

また、平成21年に策定された「品川区長期基本計画」においても「未来を創る子育て・教育都市」を都市像に掲げています。特に、保幼小連携の取組みなど、全国的に見ても先進的な施策を展開しています。平成25年度の長期基本計画の中間見直しにおいても、待機児童対策の推進を個別施策に位置づけるとともに、基本方針に「子育て、親育ちを支援する」として、総合的な子育て施策を推進し、子どもの健全な発達が保障される社会を目指し、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

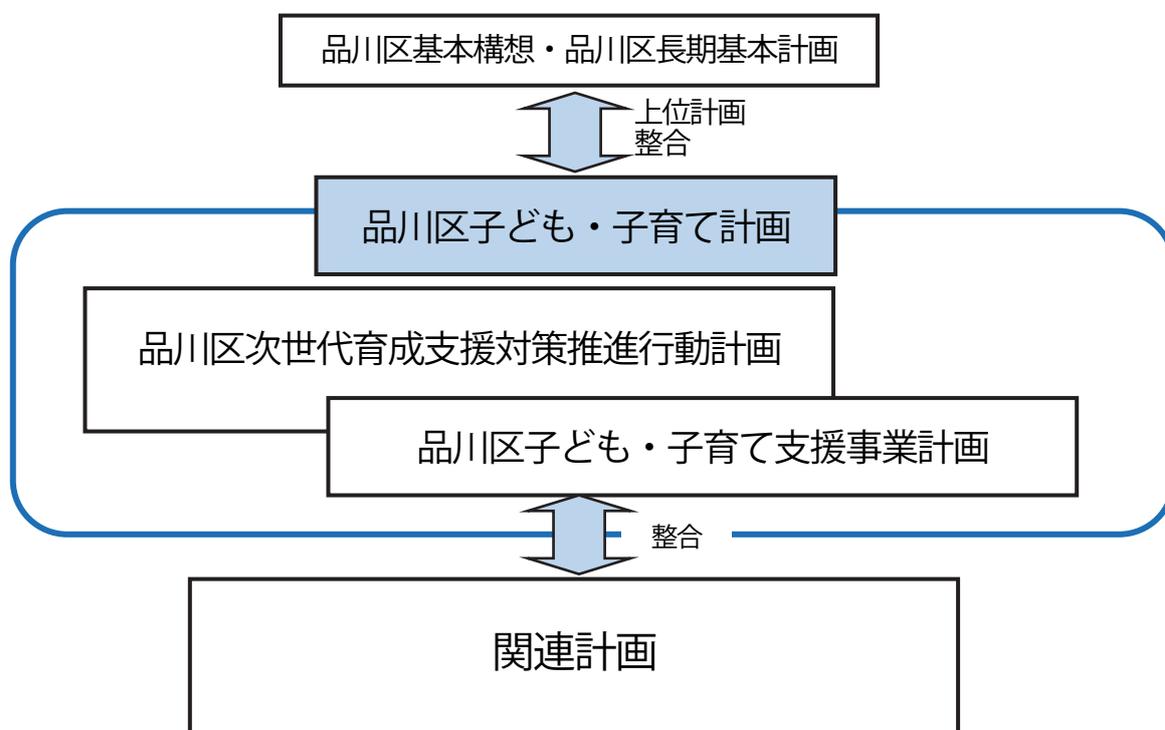


2 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」に基づき「品川区子ども・子育て支援事業計画」（支援事業計画）を策定します。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」（第3次行動計画）を策定します。継続した行動計画の作成指針を踏まえ、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」を追加しました。

この「支援事業計画」と「行動計画」の両計画を一体化して「品川区子ども・子育て計画（以下、「計画」という）」として策定しました。「支援事業計画」は、子ども・子育ておよび次世代育成支援のための全体計画である「行動計画」の施策体系の中の「幼児期の教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」に関わる事業計画と位置付けました。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区障害者計画などの諸計画と整合性を保ち策定しました。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を一期として策定します。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をします。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という）」の場で内容などの審議を行います。当会議は、区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成しています。また、当会議は行動計画の策定と推進のために設置された「品川区次世代育成支援対策推進協議会」も兼ねています。

第2章 計画の基本的な考え方

地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”

子育ての第一義的な責任は親をはじめとする保護者にあるという基本的認識のもと、すべての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画を目指し、区に住むすべての世代の支えあいを基礎として地域全体で子育て・次世代育成に取り組んできました。

① 誰もが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

② すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育て環境づくり

子育て・子育てとは、子どもの成長などを通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向きあえる環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

③ 区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

地域の子育て環境を整えることで、親が安心して子どもを生み育てることができ、また、子どもは明るくのびのびと成長して地域の一員として自立し、将来この地域社会に貢献することが期待できます。

こうした環境づくりを通して、持続的に地域の活性化と発展を実現し、区民のよりよい暮らしにつなげていけるような都市を目指します。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て計画」を推進するうえでの基本理念を

「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市“しながわ”」

と設定します。

(参考)「品川区長期基本計画」 (本計画は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、策定します。)

1 基本方針

子育て、親育ちを支援する

子育てを巡る環境が変化中、子育ての第一義的責任は親(保護者)にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。すべての子どもの健全発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びをとおして自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

2 基本施策

○親と子がともに学び・育つ環境をつくる

親育ちを総合的、計画的に支援し、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

(個別施策)

- ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
 - ・親育ちサポート事業の充実
 - ・「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進
- ②子どもの心と体の育成支援体制の充実
 - ・健やか親子支援事業の充実
 - ・すくすく赤ちゃん訪問事業の推進

○子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつき等が希薄になりがちな社会状況で、地域の多世代、多様な主体の参加を促して、子育て力のある地域社会をつくります。

(個別施策)

- ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援
 - ・子育て支援ボランティア等の育成
 - ・ファミリー・サポート事業の推進
- ②保護が必要な子どもと家庭への支援
 - ・子ども家庭支援センター事業の充実
 - ・要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)の運営充実

○子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育てで孤立化しないように子育て家庭全体を支援します。子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実をはかります。

(個別施策)

- ①子育て支援にともなう相談および利用調整の充実
 - ・子育てプランの作成支援
- ②待機児童対策の推進
 - ・私立認可保育園の開設支援
 - ・短時間就労対応型保育事業の充実
 - ・認証保育所の運営支援
 - ・保育ママ事業の開設支援
- ③在宅子育て支援拠点の充実
 - ・地域子育て支援拠点事業の充実
 - ・チャイルドステーション事業の充実
- ④乳幼児教育の充実
 - ・就学前乳幼児教育の充実
- ⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
 - ・保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
- ⑥子育て家庭の経済的負担の軽減
 - ・各種助成事業の運用

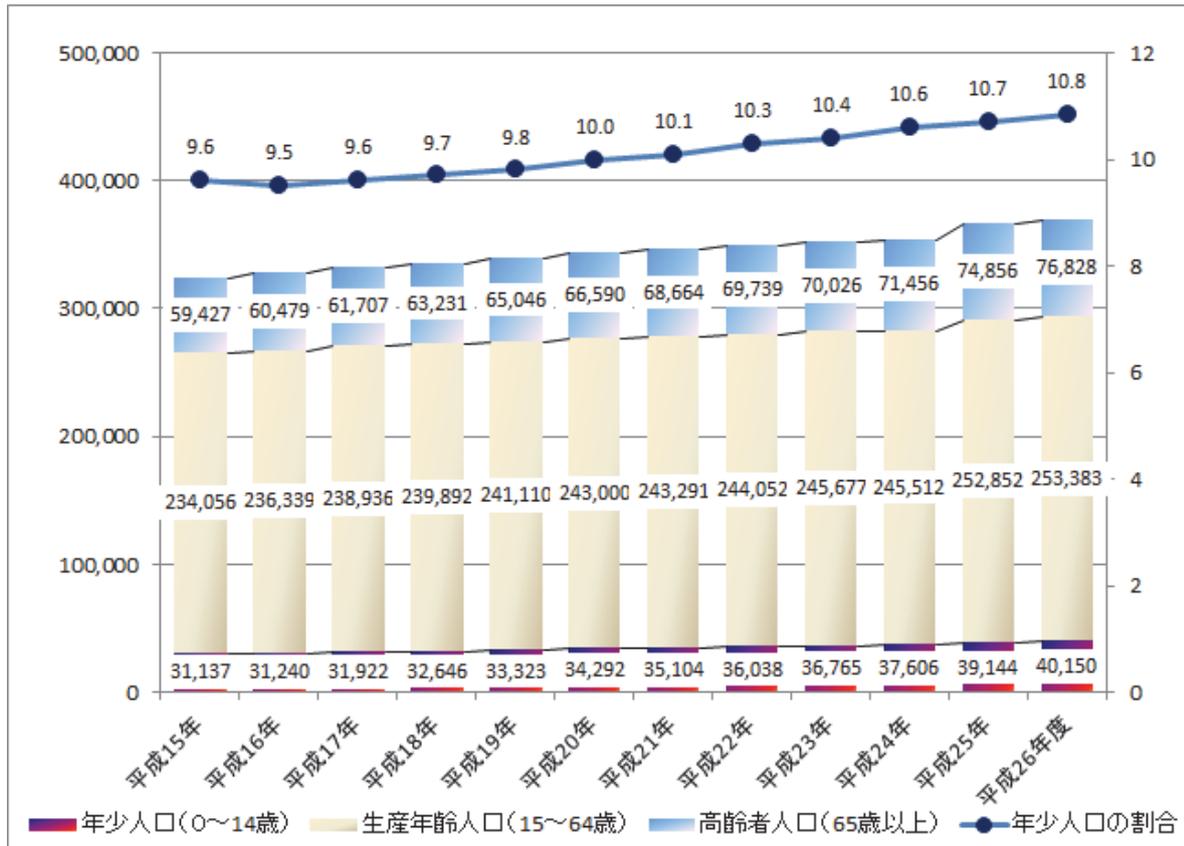
第3章 品川区の子ども・子育ての現状と計画

1 人口と出生の現状

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

年少人口は、増加傾向にあり、平成26年は40,150人です。総人口に占める割合も上昇傾向にあり、平成26年は10.8%です。

図1-1 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



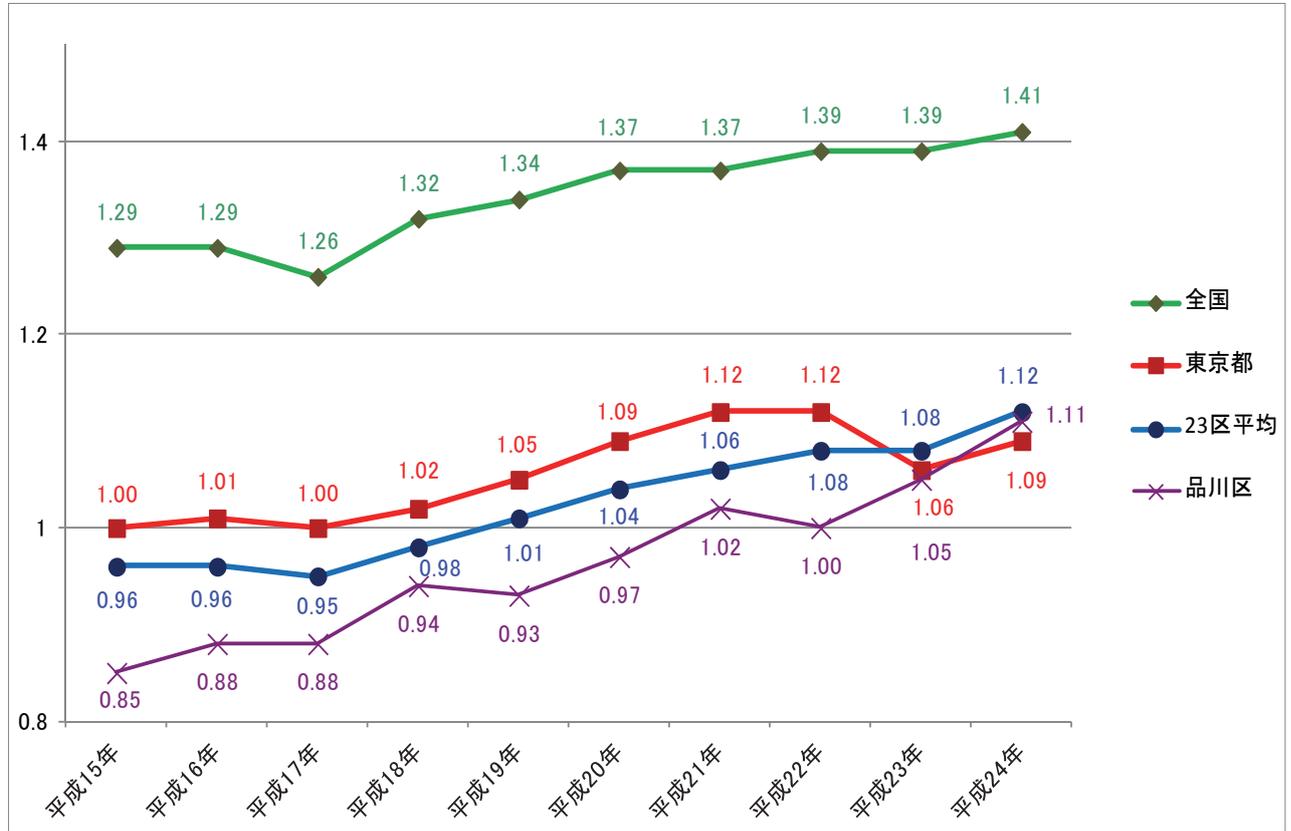
(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口)

※ 住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年から外国人を含む。

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国や東京都の水準を下回って推移してきましたが、概ね上昇傾向です。平成24年は1.11で平成15年に比べて0.26ポイント上昇し、都の値を上回りました。

図1-2 合計特殊出生率の推移

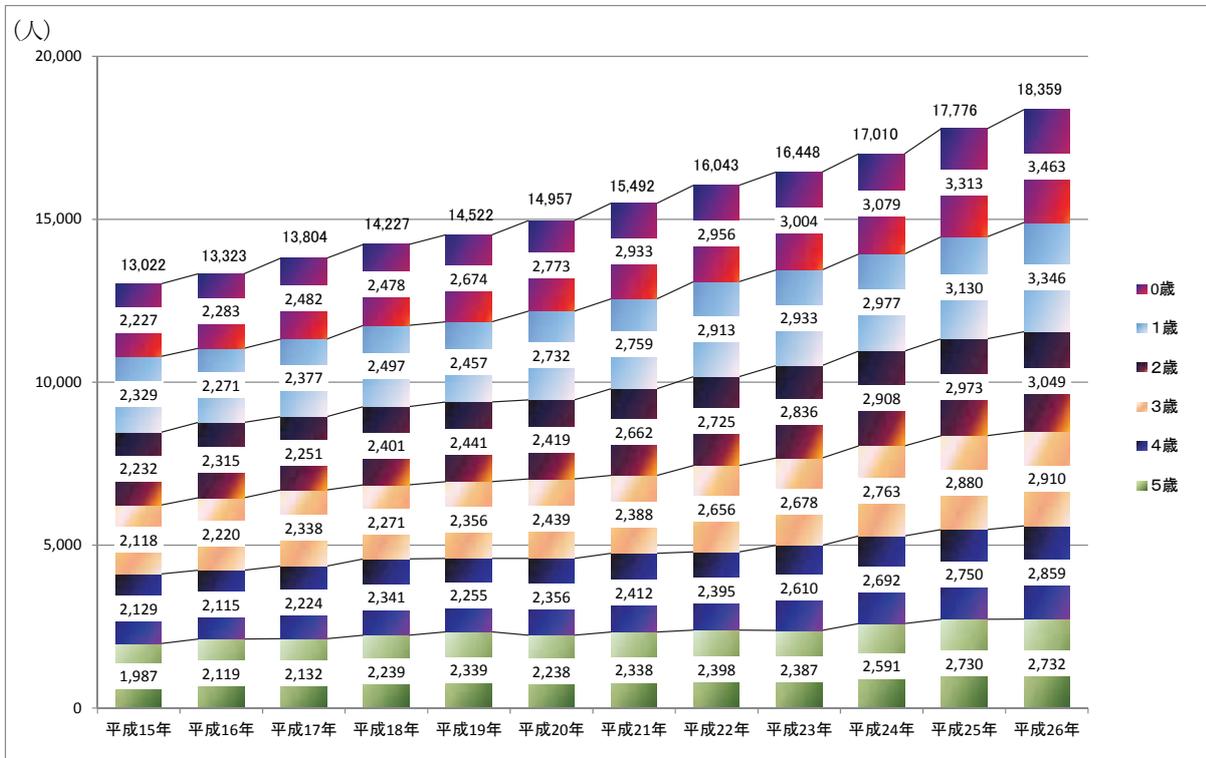


東京都福祉保健局（人口動態統計）

③就学前人口の推移

年齢別の就学前人口は、増加傾向にあり、平成15年から26年の11年間で41.0%増加しています。

図1-3 就学前人口の年齢別推移

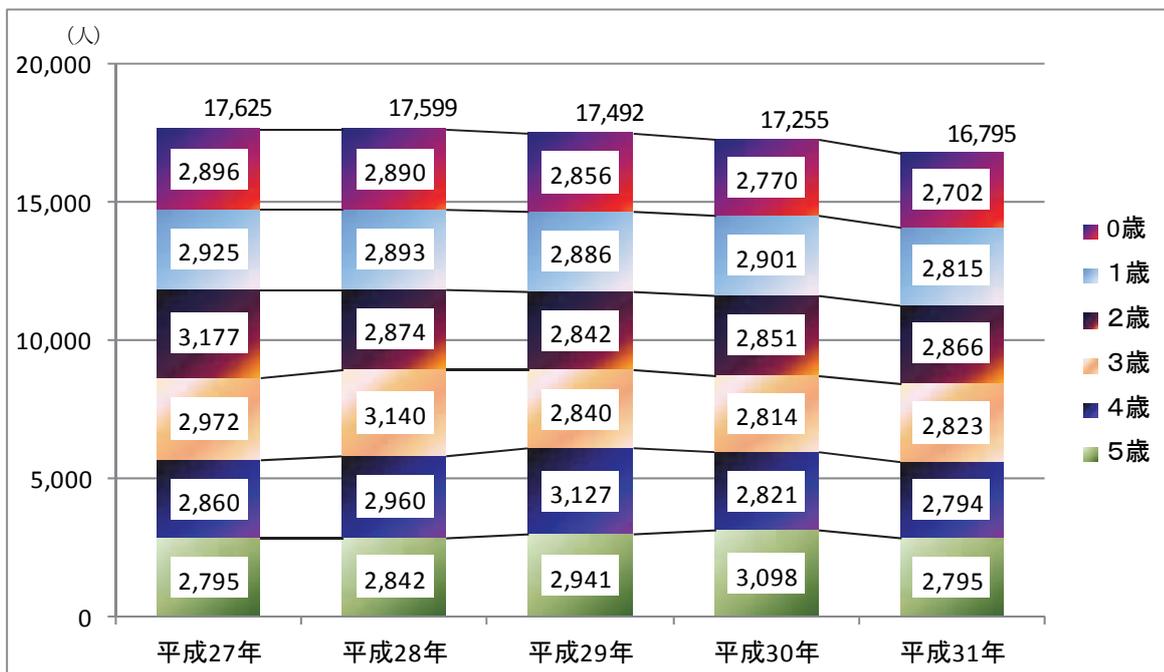


(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口) ※平成25年から外国人を含む。

④就学前人口の年齢別推計

就学前人口の年齢別推計は、平成27年をピークに増加から減少に転じ、平成31年には16,795人になると推測されます。

図1-4 就学前人口の年齢別推計



(保育課資料：平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口を基準人口とした。) ※外国人を含まない。

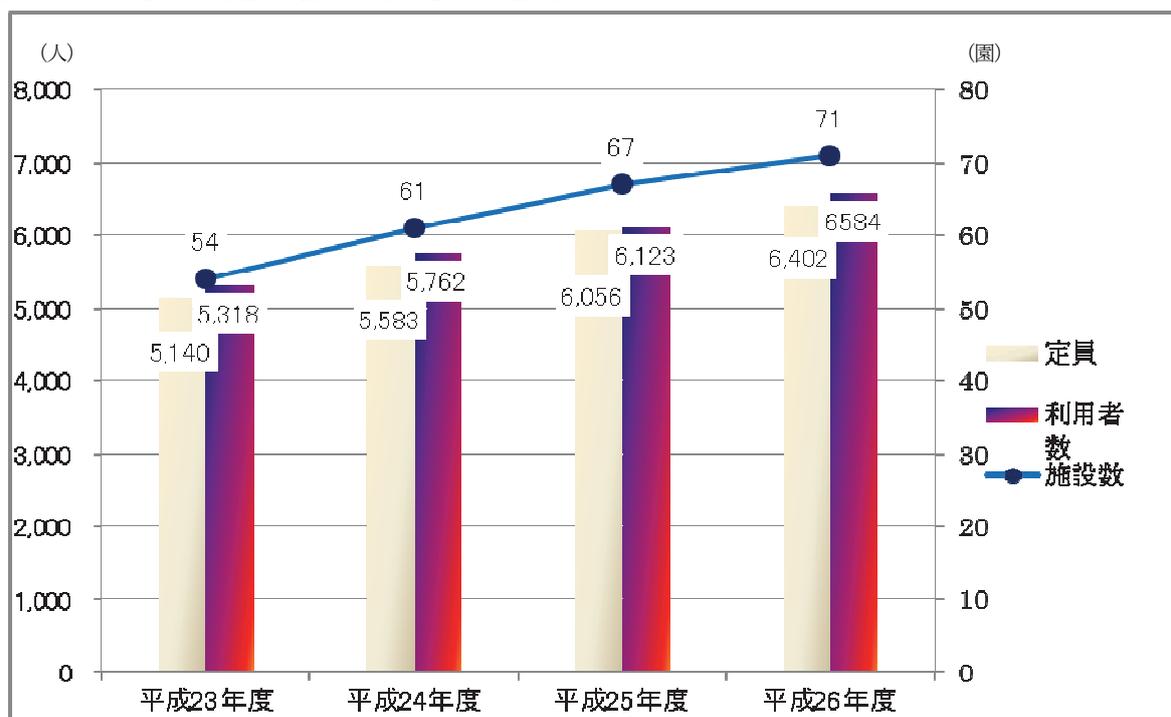
2 子育て支援の現状

(各年4月1日現在・幼稚園のみ5月1日現在)

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

認可保育園は、平成25年度に6園、平成26年度に4園増加して、71園です。平成23年度から平成26年度に定員数は1,262人増えて6,402人に、利用者数は1,266人増えて6,584人です（定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数）。

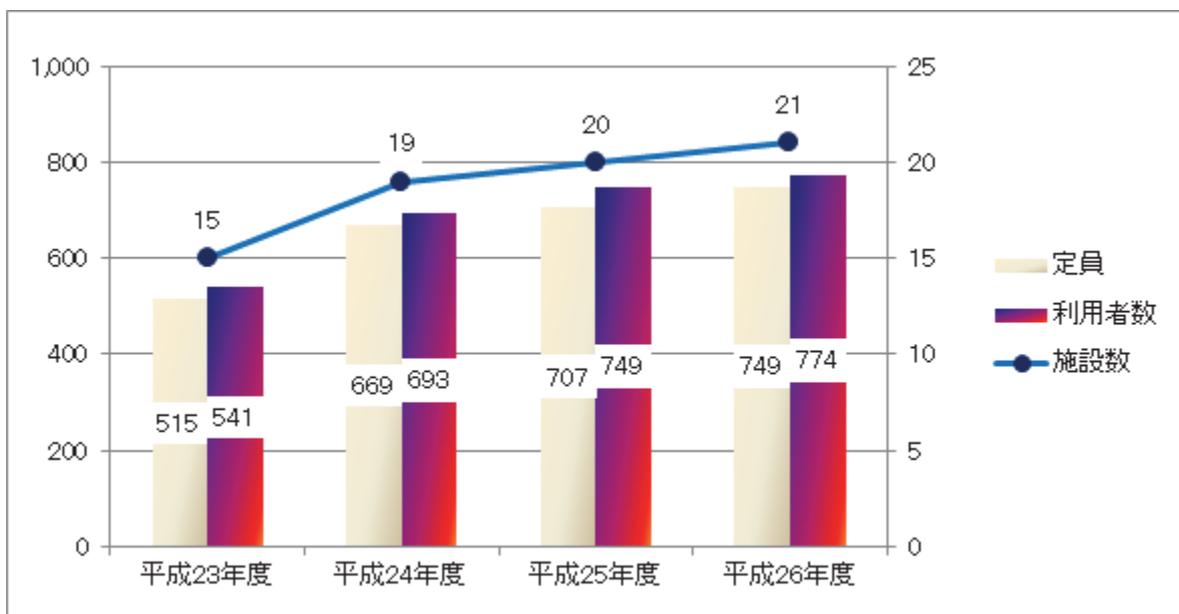
図2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数



②認証保育所の定員・利用者数・施設数

認証保育所は、平成25年度に1園、平成26年度に1園増加して、21園です。平成23年度から平成26年度に定員数は234人増えて749人に、利用者数は233人増えて774人です。

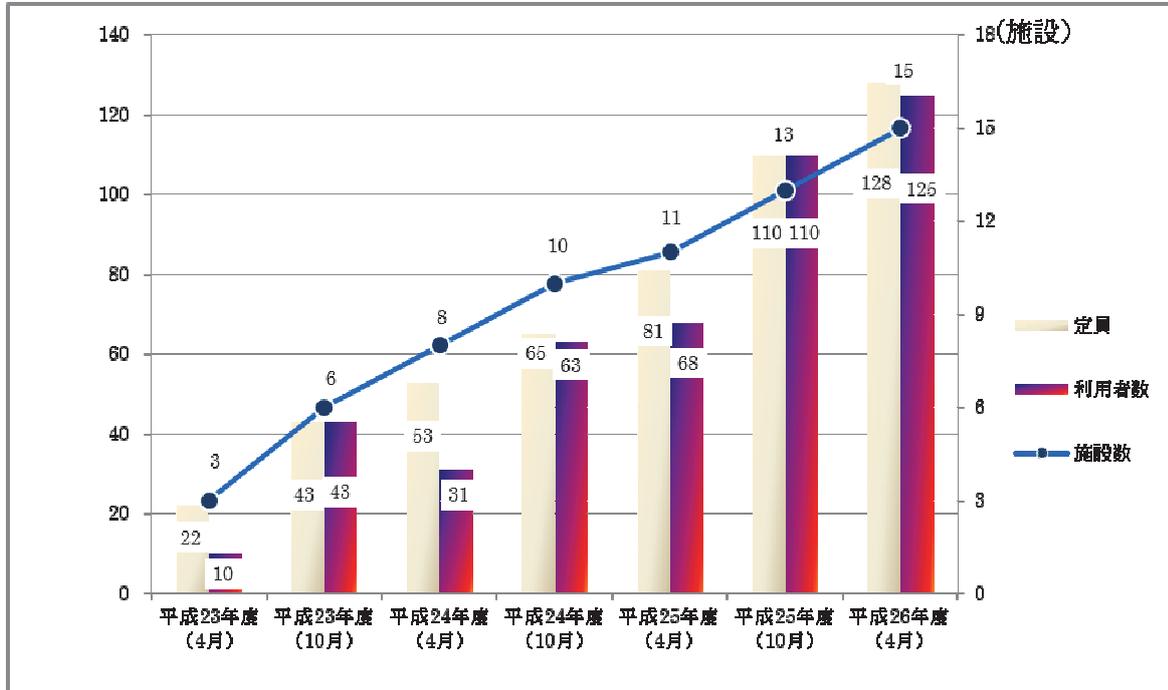
図2-2 認証保育所の定員・利用者数・施設数



③家庭的保育事業（保育ママ）の定員・利用者数・施設数

保育ママの実施箇所は、平成25年度に3施設、平成26年度に4施設増加して、15施設です。平成23年度から平成26年度に定員数は106人増えて128人に、利用者数は115人増えて125人です。

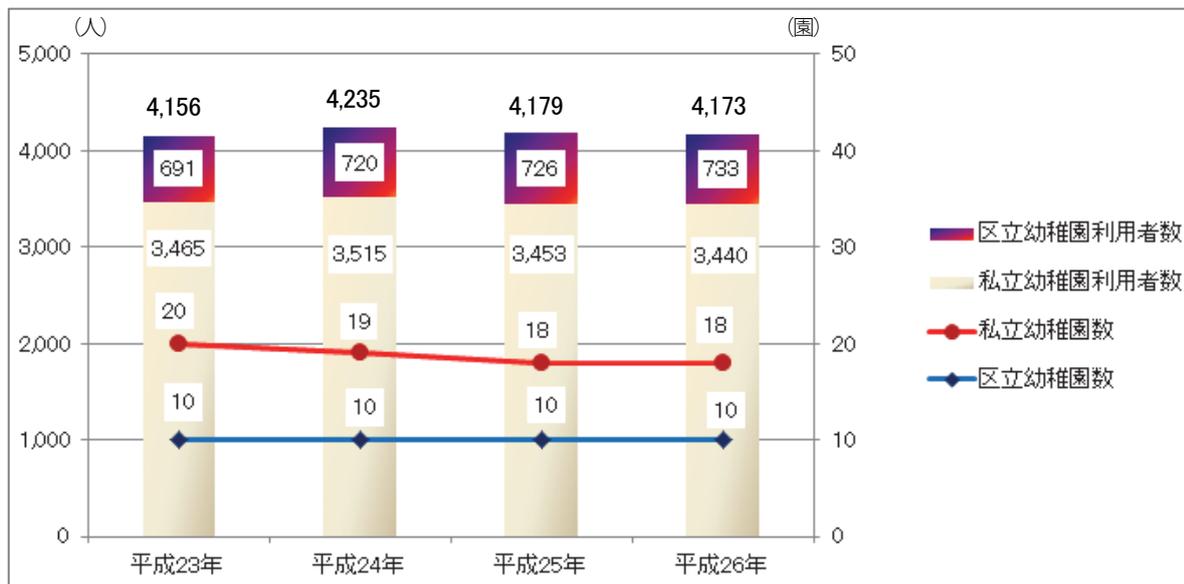
図2-3 保育ママの定員・利用者数・施設数



④幼稚園の施設数・利用者数

幼稚園は、平成24年、平成25年に私立幼稚園がそれぞれ1園減って18園です。利用者数は、区立幼稚園ではやや増加傾向にあり、平成26年、733人です。私立幼稚園では平成26年にやや減って3,440人です。

図2-4 幼稚園の施設数・利用者数



※区立幼稚園には就学前乳幼児教育施設の施設数と利用者数を含む。

⑤教育・保育施設の利用の推移（認可保育園・認証保育所・家庭的保育事業・幼稚園）

教育・保育施設の利用の推移は、定員率（0～5歳児の人口に占める定員の割合）、利用率（0～5歳児の人口に占める区民利用者の割合）ともに上昇傾向です。また、認可保育園への申込み者数も上昇傾向です。待機児童数は平成24年まで減少傾向でしたが、平成25年度以降は増加傾向です。

表2-1 教育・保育施設の利用の推移（全体）

(人)

年度 (平成)	0～5歳児 の人口(A)	区内施設定 員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設定 員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
21	15,492	8,695	8,937	56.1%	57.7%	1,544	123
22	16,043	9,147	9,480	57.0%	59.1%	1,771	66
23	16,448	9,833	10,025	59.8%	60.9%	1,688	61
24	17,010	10,540	10,721	62.0%	63.0%	1,865	50
25	17,776	11,023	11,119	62.0%	62.6%	2,021	62
26	18,359	11,452	11,656	62.4%	63.5%	2,483	128

*定員は区内施設の定員。ただし、幼稚園は在園児数で把握。

*区民利用者は区内および区外施設の区民の利用者。

*平成25年度から外国人を含む。(以下、同じ)

表2-2 教育・保育施設の利用の推移（3歳未満）

(人)

年度 (平成)	0～2歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童 数
21	8,354	2,141	2,359	25.6%	28.2%	1,319	121
22	8,594	2,352	2,643	27.4%	30.8%	1,465	60
23	8,773	2,657	2,875	30.3%	32.8%	1,445	61
24	8,964	3,055	3,211	34.1%	35.8%	1,558	47
25	9,416	3,346	3,445	35.5%	36.6%	1,650	58
26	9,858	3,546	3,777	36.0%	38.3%	2,076	124

表2-3 教育・保育施設の利用の推移（3歳以上）

(人)

年度 (平成)	3～5歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童 数
21	7,138	6,554	6,578	91.8%	92.2%	225	2
22	7,449	6,795	6,837	91.2%	91.8%	306	6
23	7,675	7,176	7,150	93.5%	93.2%	243	0
24	8,046	7,485	7,510	93.0%	93.3%	307	3
25	8,360	7,677	7,674	91.8%	91.8%	371	4
26	8,501	7,906	7,879	93.0%	92.7%	407	4

第4章 第3次次世代育成支援対策推進行動計画

本章の「次世代育成支援対策推進行動計画」は、核家族化や少子化などに対応するための総合的な子育て環境づくりのための計画で、「次世代育成支援対策法」の10年間延長に伴い、継続して策定します。そのことから、平成22年に策定した後期行動計画の「基本的な視点」、「基本目標」、「施策体系」を引き継ぎます。

1 第3次行動計画の基本的な視点と基本目標

(1) 基本的な視点

本計画の基本理念の

「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市^{まろ}“しながわ”」

の実現に向けて、以下に示す5つの基本的な視点から、次世代育成および子ども・子育て支援に関する施策に取り組みます。

保育や幼児教育などの子育て環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実します。

子どもが育つ環境（＝子育て環境）は、親にとって便利であっても、子ども自身が快適・幸せでなければ、本来の趣旨と離れてしまいます。保育・教育などの環境を整えるにあたり、「子どもの最善の利益を基本に、子どものためにどのような施策が必要か」という原点を踏まえて施策を展開します。

地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開します。

地域のあらゆる世代が、子ども・子育て、次世代育成支援に参画し、互いに支えあうことによって、地域の子育て力の底上げが実現できます。区が単独で事業を実施するばかりではなく、地域の各世代の参画を得て、区と区民あるいは区民どうしの協働により取り組みます。

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援と乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、事業間の連携を強化します。

妊娠・出産、そして子どもが生まれてからの乳児期・幼児期・学童期・青年期と段階を経て成長していく過程には、切れ目はありません。学校の種別や関わる人々、行政の都合によって支援が断続的になることなく、連続的でスムーズな成長を助ける施策となるように、事業間の連携を強化します。

就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・バランスを推進します。

性別に関係なく、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、雇用者側の取組みにより、区民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上が必要です。区は、そのために必要な環境づくりを支援します。

都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援を充実します。

品川区のような都市部においては、少子化の進行、核家族化などから、子育てに関わる体験が少ないまま親になる人の割合が大きくなっています。このような特性を踏まえ、親としての自覚を促し「親育ち」を支援する施策を実施します。

(2) 基本目標

基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育ての第一義的な責任は親にあるとの認識のもと、主として妊娠・出産から乳幼児期においては、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要です。親と子の安心を確保するための健康づくりや在宅子育ての環境整備、就労との両立支援などの施策を盛り込んでいます。

基本目標②：すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

すべての子どもが次世代を担う人材として自ら育つことができる環境の充実が重要です。学校教育の一層の向上とともに、地域ぐるみで子育て環境を整備する施策を盛り込んでいます。

基本目標③：区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

一人ひとりが、様々な人びとと協力し支えあいながら、地域や家庭の中での役割を自覚できる環境づくりが重要です。仕事と生活の調和、地域への参画や親の育ちの促進などの施策を盛り込んでいます。

2 施策体系・重点事業

基本目標を達成するための施策の方向性と主な施策、具体的な取組みを次ページの「第3次行動計画施策体系・事業」に示します。

主な施策の中から、第3次行動計画における重点事業について、「3 基本目標ごとの施策・事業」で、現在の取組み、事業計画、今後の課題と方向性を示します。

なお、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業についての詳細は、第5章に記載しています。



■ 第3次行動計画 施策体系・事業

- 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）
- ★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課	
		全体計画	計画内容		
1) 健康で安心感のある子育ての環境づくり	母子の健康確保の充実	● 健やか親子支援事業の充実	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター	
		● 休日・小児夜間診療の充実	休日・小児夜間診療体制の充実	健康課	
		すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子ども育成課	
	安心して相談できる機会の拡充	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進（再掲）	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子ども育成課	
		健やか親子支援事業の充実（再掲）	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター	
	出産・子育て期のライフプラン作成支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実	子育てプランの作成支援	保育課	
	子育てに関わる経済的支援の拡充	各種助成事業の運用	子どもすこやか医療費助成事業の推進 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成	子ども家庭支援課 保育課	
	子育てに配慮したまちづくりの推進	駅のバリアフリー事業の推進	駅のバリアフリー化に対する助成	都市計画課	
		道路バリアフリー事業の推進	段差解消、歩道の平坦化	道路課	
	2) 在宅子育てへの支援充実	子育てを支援する交流拠点の整備	地域子育て支援拠点事業の充実	児童センターにおける子育て支援機能の充実、地域子育て支援センターの充実、地域交流室の充実、子育て交流サロンの開設	子ども育成課 保育課
子育て支援および情報提供機能の充実		チャイルドステーション事業の充実	保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実	子ども育成課、保育課	
在宅支援型保育事業の充実		一時保育の充実	オアシスルームの運営（一時預かり）	保育課	
地域の子育て人材の育成と活用		★ 子育て支援ボランティア等の育成	保育サポーター養成講座の充実、地域ボランティア育成講座の充実 だっこボランティア養成講座の充実、悠々ボランティアの充実	子ども育成課	
		ファミリー・サポート事業の推進	ファミリー・サポート事業の充実、提供会員の養成・拡充	子ども家庭支援課	
3) 子育てと就労の両立支援	保育・教育環境の整備	定員拡大のための施設整備（待機児童解消）	既存施設を活用した定員の拡大	保育課	
		保育士等の人材確保・人材育成	保育士等の人材確保・人材育成・定着率の向上・ワークライフバランスの支援	保育課	
		すまいるスクールの充実	地域や大学等との協働の推進、すまいるスクールの充実	子ども育成課	
	多様な乳幼児保育の提供	短時間就労対応型保育事業の充実	事業の充実	保育課	
		私立認可保育園の開設支援	新規施設開設の支援	保育課	
		家庭的保育事業等の開設支援	家庭的保育事業等の開設・運営の支援	保育課	
		特別保育事業	時間外保育、休日、病児・病後児保育等の実施	保育課	
		幼稚園の預かり保育の拡充	一時預かり	保育課	
		認証保育所の運営支援	施設運営の支援、認可保育所等への移行支援	保育課	
	企業・事業所の子育て支援の充実促進	● 事業所内育児施設の整備支援	施設設置に要する設備資金助成、ベビーシッター経費の助成	商業・ものづくり課	
		中小企業の人材確保・育成支援	求人企業支援事業の充実、ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実	商業・ものづくり課	
	円滑な復職の支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実（再掲）	保育園の入園予約	保育課	
	4) 特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化	特別支援の対象となる子どもの育ちの支援	● 子ども発達支援事業等の充実	支援事業の充実、サテライト型発達相談室の設置	障害者福祉課、保健センター
			特別支援学級の開設・教育活動の充実	新規開設、ICTを活用した特別支援教育の実施	指導課
		保護を要する児童への迅速な対応	子ども家庭支援センターの充実	子ども家庭支援センターの充実	子ども育成課
地域による見守りの強化		要保護児童対策地域協議会の運営充実	協議会の運営充実、子ども虐待防止対応マニュアルの改訂	子ども育成課	
		ひとり親家庭の就業支援の強化	ひとり親家庭自立支援助成事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業の推進	子ども家庭支援課	

計画策定の概要

計画の基本的な考え方

品川区の子ども・子育ての現状と計画

第3次次世代育成支援対策推進行動計画

子ども・子育て支援事業計画

計画の推進

資料編

基本目標②:すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課
		全体計画	計画内容	
1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進	保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化	就学前乳幼児教育の充実	乳幼児教育の充実、保育園・幼稚園における特別支援教育の充実、保幼小連携の推進	保育課
		小学校施設を活用した保育		保育課、庶務課
	魅力ある公立学校教育の推進(特色ある学校教育の実践)	● 小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進委員会における検討、市民科教育の充実、小学校英語の推進、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、保幼小連携の推進	指導課
		特色ある学校教育の実践		
	保育・教育に携わる人材の資質向上	教員の区独自採用	教員の区独自採用	指導課
		就学前乳幼児教育の推進(再掲)	保育者の教育保育力の向上	保育課
2) 学校等子育て環境の整備	教育施設の計画的な改修・改築	学校改築の計画的な推進	老朽化に伴う改修・改築	庶務課、学務課、指導課
	地域との連携による育成事業の充実	すまいるスクールの充実(再掲)	地域や大学等との協働の推進、すまいるスクールの充実	子ども育成課
3) 地域で取り組む青少年の育成	社会性を育む機会の提供	地域に学ぶ学習内容の充実	地域に学ぶ授業の充実、地域との連携強化、公開授業の充実、	指導課
	子どもを守る地域体制づくり	● 子どもを見守る地域ネットワークの拡充	近隣セキュリティシステムの運営、83運動の推進 こども110ばんの家の推進	地域活動課、庶務課
	地域に根ざした育成の取り組み促進	● ティーンズプラザの充実	中高生活動支援	子ども育成課
		地域での青少年育成事業の充実	青少年問題協議会・青少年対策地区委員会・青少年委員会の活動支援の充実	地域活動課、子ども育成課
	学校外の学びの場の提供	● 体験活動の支援・機会の提供	自然体験等の機会の充実	スポーツ推進課、子ども育成課
		子ども読書活動の推進	ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの活動支援、しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進、児童スペースの環境整備	品川図書館
思春期保健対策の充実	思春期のこころとからだの健康づくりの充実	思春期のこころの相談の充実、思春期家族教室の充実、思春期講演会の充実	保健センター	

基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課
		全体計画	計画内容	
1) 自立した生活や就労に向けた支援	キャリアアップ、職業訓練や職業体験の機会の提供	ものづくり次世代人材育成支援	ものづくり教室の推進、技術者育成支援の推進	商業・ものづくり課
	すべての若者の生活能力向上の推進	★ 若年者の経済的自立の支援	就業体験事業の充実、就業支援セミナー・カウンセリングの実施・充実	商業・ものづくり課
		★ ひきこもり等若者自立支援	庁内検討	子ども育成課
2) 地域社会の一員としての参画の促進	地域での多様な活動を通じた人間関係の構築	地域スポーツ活動の充実	スポ・レク、地域スポーツクラブによる地域スポーツの推進	スポーツ推進課
		● 青少年の社会貢献活動支援	青少年社会貢献活動の充実、中高生ボランティアの充実	子ども育成課
	仕事と生活の調和の実現	● ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進	啓発誌の作成、啓発講座の実施	人権啓発課ほか各事業の実施主体
3) 子どもと共に歩む親の育ちの促進	子育てに主体的に関わる機会の提供	● 親育ちサポート事業の充実	親育ちワークショップの充実、赤ちゃんとのふれあい事業の充実、父親の子育て参加促進事業の充実、一日保育士体験、プレママ・プチママタウン、父親のための親育ちワークショップ	子ども育成課 保育課
		★ 「家庭の日」の普及啓発	普及啓発の推進	子ども育成課
	食育の推進	食育を通じた健康づくりの推進	各種教室の充実、区民への啓発	保健センター・子ども育成課
	「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	保育園保護者の給食体験、食育保護者会、保育園・幼稚園PTAとの連携事業の充実	保育課	

3 基本目標ごとの施策・事業

基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育ての第一義的な責任は親にあるとの認識のもと、主として妊娠・出産から乳幼児期においては、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要です。親と子の安心を確保するための健康づくりや在宅子育ての環境整備、就労との両立支援などの施策を盛り込んでいます。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 健康で安心感のある子育ての環境づくり

主な施策	全体計画	計画内容
母子の健康確保の充実	● 健やか親子支援事業の充実	妊娠期・乳児期支援の充実
	● 休日・小児夜間診療の充実	休日・小児夜間診療体制の充実
	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実
安心して相談できる機会の充実	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進（再掲）	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実
	健やか親子支援事業の充実（再掲）	妊娠期・乳児期支援の充実
出産・子育て期のライフプラン作成支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実	子育てプランの作成支援
子育てに関わる経済的支援の拡充	各種助成事業の運用	子どもすこやか医療費助成事業の推進 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成
子育てに配慮したまちづくりの推進	駅のバリアフリー事業の推進	駅のバリアフリー化に対する助成
	道路のバリアフリー事業の推進	段差解消、歩道の平坦化

2) 在宅子育てへの支援充実

主な施策	全体計画	計画内容
子育てを支援する交流拠点の整備	地域子育て支援拠点事業の充実	児童センターにおける子育て支援機能の充実、地域子育て支援センターの充実、地域交流室の充実、子育て交流サロンの開設
子育て支援および情報提供機能の充実	チャイルドステーション事業の充実	保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実
在宅支援型保育事業の充実	一時保育の充実	オアシスルームの運営（一時預かり）
地域の子育て人材の育成と活用	★ 子育て支援ボランティアなどの育成	保育サポーター養成講座の充実、地域ボランティア育成講座の充実、だっこボランティア養成講座の充実、悠々ボランティアの充実
	ファミリー・サポート事業の推進	ファミリー・サポート事業の充実 提供会員の養成・拡充
	地域における子育て支援事業の充実	空き店舗を活用した子育て交流ルームの運営

3) 子育てと就労の両立支援

主な施策	全体計画	計画内容
保育・教育環境の整備	定員拡大のための施設整備（待機児童解消）	既存施設を活用した定員の拡大
	保育士などの人材確保・人材育成	保育士などの人材確保・人材育成・定着率の向上 ワーク・ライフ・バランスの支援
	すまいるスクールの充実	地域や大学などとの協働の推進 すまいるスクールの充実
多様な乳幼児保育の提供	短時間就労対応型保育事業の充実	事業の充実
	私立認可保育園の開設支援	新規施設開設の支援
	家庭的保育事業などの開設支援	家庭的保育事業などの開設・運営の支援
	特別保育事業	時間外保育、休日、病児・病後児保育などの実施
	幼稚園の預かり保育の拡充	一時預かり
	認証保育所の運営支援	施設運営の支援、認可保育所などへの移行支援
企業・事業所の子育て支援の充実促進	● 事業所内育児施設の整備支援	施設設置に要する設備資金助成、ベビーシッター経費の助成
	中小企業の人材確保・育成支援	求人企業支援事業の充実 ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実
円滑な復職の支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実（再掲）	保育園の入園予約

4) 特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化

主な施策	全体計画	計画内容
特別支援の対象となる子どもの育ちの支援	● 子ども発達支援事業などの充実	支援事業の充実、サテライト型発達相談室の設置
	特別支援学級の開設・教育活動の充実	新規開設、ICTを活用した特別支援教育の実施
保護を要する児童への迅速な対応 地域による見守りの強化	子ども家庭支援センターの充実	子ども家庭支援センターの充実
	要保護児童対策地域協議会の運営支援	協議会の運営支援 子ども虐待防止対応マニュアルの改訂
ひとり親家庭の就業支援の強化	就労支援の強化	ひとり親家庭自立支援助成事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業の推進

基本目標①1)；母子の健康確保の充実

(1) 健やか親子支援事業の充実

子どもの健やかな成長と子育てに対する不安を解消するため、妊娠期から乳幼児期の発達・発育や障害などの状況に応じた専門相談の機会を提供するほか、子育てに関する知識の普及、情報提供などを行います。

【現在の取組み】

①健やか親子学習（保健センター）

妊娠期から育児期において、育児不安を軽減し、安心して子育てできるよう、各種学級を通して父親の参加、母親同士の交流、仲間作りの機会を提供しています。

(人)

延べ参加者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
マタニティクラス	1,386	1,195	1,539
二人で子育て	1,633	1,626	1,741
乳児期前期育児学級	2,450	2,401	2,855

②乳幼児の各種健康診査（保健センター）

対象のすべての子どもを対象に保健センターで身体測定、歯科健診、小児科医による診察などを実施しているほか、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士による個別相談も行っています。

(人)

受診者数（ ）内は受診率	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
4ヶ月児健康診査	3,189	(98.0%)	3,230	(96.5%)	3,473	(97.4%)
1歳6ヶ月児健康診査	2,881	(93.0%)	2,931	(93.8%)	2,976	(93.7%)
3歳児健康診査	2,647	(91.9%)	2,739	(92.0%)	2,723	(92.3%)

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠期支援の充実 乳幼児期支援の充実				

【今後の課題と方向性】

核家族化や晩婚化、若年の妊娠出産、母親の地域からの孤立、児童虐待など、出産・育児に関する様々な問題に対し、きめこまやかな切れ目のないサービスの充実が一層重要です。

区民、関係機関との連携・協働について積極的な検討を行うなどの支援をします。

基本目標①1)；母子の健康確保の充実

(2) 休日・小児夜間診療の充実

年間を通じ小児初期救急体制を確保して、夜間・休日における子どもの医療不安を解消し、安心して子育てを行なえる環境を整備しています。

夜間や休日の急な病気に対応するため、地区の医師会などの協力のもと、診療を実施しています。

【現在の取組み】

①小児（平日）夜間診療（健康課）

20:00～23:00、1か所（昭和大学病院「品川区こども夜間救急室」）

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診者数	1,558	1,386	1,275

②土曜日夜間診療（健康課）

17:00～22:00、2か所（品川区医師会休日診療所（第1・3・5週）、昭和大学病院（第2・4週））

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診者数	953	879	856

③休日診療（健康課）

昼間 9:00～17:00、3か所（品川区・荏原両医師会休日診療所ほか1ヶ所）

準夜間 17:00～22:00、2か所（品川区・荏原両医師会休日診療所）

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(昼間) 延べ受診者数	8,101	8,819	8,753
(準夜間) 延べ受診者数	2,240	2,491	2,311

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

一般の診療所においても休日などに診療を行うところが増えてきたことから、初期救急の確保、医療需要、費用負担（経費）などを総合的に勘案し、適切な診療施設数の検討を行うなど、事業内容を充実します。

基本目標①2)；地域の子育て人材の育成と活用

(3) 子育て支援ボランティアなどの育成

子育てを経験したシニア世代などの活用や子育て力を持つ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めます。

【現在の取組み】

① 保育サポーター養成講座（子ども育成課）

高校生以上で子育て支援に関心の深い人が一時預かり保育室などで活躍する「保育サポーター」を養成します。
(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	23	15	29

② 地域ボランティア育成講座（子ども育成課）

児童センターなどが企画する事業に、区民がボランティアとして積極的に参加できるきっかけづくりや地域の中の様々な人材を子育て支援に結びつけていくための講座を開催しています。
(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	322	962	649

③ だっこボランティア養成講座（子ども育成課）

中高生から大人までを対象に、保育知識を得てもらう講座を開催しています。次世代の親となる青少年の親育ちを支援するとともに、児童センターなどが企画する事業で保育を必要とする場合にボランティアとして活動しています。
(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	124	185	200

④ 悠々ボランティア育成講座（子ども育成課）

シニア世代の方を対象に、この世代ならではの経験や知識を子どもたちや子育て世代との交流に活かしてもらうことを目的とした講座を開催しています。児童センターなどが企画する事業で活動しています。
(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	—	—	16

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

地域における子育て力の向上のためには、子育て支援ボランティアの力は欠かせません。ボランティア育成のための講座を充実するとともに、活動機会を提供するなど、子育ての区民との協働を視点に取り組みます。

基本目標①3)；企業・事業所の子育て支援の充実促進

(4) 事業所内育児施設の整備支援

区内の中小企業に対して、事業所内育児支援事業助成を行うなど、育児休業などがとりやすい仕事と家庭のバランスのとれた雇用環境づくりを支援します。

【現在の取組み】

①事業所内育児スペース整備費の助成（商業・ものづくり課）

・育児室設置のためのスペースの工事費用および賃料。

経費の1/2を助成し、総交付限度額 100 万円

(件、円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	1	1	1
助成額	1,000,000	512,968	1,000,000

②ベビーシッター経費の助成（商業・ものづくり課）

・経費の1/2を助成し、総交付限度額 100 万円

(件、円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	6	4	4
助成額	1,507,475	1,615,049	950,782

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実				

【今後の課題と方向性】

本来の制度趣旨である広く中小企業に対して、仕事と家庭のバランスのとれた環境づくりの支援の視点から、産業ニュース、区ホームページのほか、区主催の各種セミナー、窓口などで積極的にPRします。

基本目標④)；特別支援の対象となる子どもの育ちの支援

(5) 子ども発達支援事業などの充実

発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育体制を整備します。また、成長段階に応じて継続的な支援や相談ができるよう事業を充実します。

【現在の取組み】

①早期発見、早期支援による療育事業の充実（障害福祉課） ※平成24年度より新サービスへ移行。

- ・品川児童学園（児童発達支援センター）・・・乳児期から就学前までの知的障害児に対する療育
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	21	27	33

- ・品川区児童発達支援・放課後等デイサービス（COMPASS）
・・・発達障害に特化した療育事業(グループによる療育プログラム)
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	103	122	123

- ・他事業所利用を含む利用者総数（児童学園分 再掲）
児童発達支援（医療型を含む）
放課後等デイサービス・・・障害児全般の療育事業
保育所等訪問支援
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	155	192	217

②発達・発育に関する相談体制、拠点の整備（障害福祉課）

- ・品川区子ども発達相談室・・・発達・発育に支援の必要な子どもを対象にした専門療育相談
- ・巡回相談
(件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談総数	1,654	3,120	3,539

③発達障害児を対象とした思春期サポート事業の実施（障害福祉課） (人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サポート事業(継続者)	72	139	176

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
支援機能の充実 サテライト型発達相談室の運営				

【今後の課題と方向性】

平成24年の児童福祉法改正に伴い、品川児童学園を児童発達支援センターに位置づけました。特別な支援の必要な子どもたちも地域とともに育つ視点を大切にしながら、児童発達支援センターは、多様な障害児の療育の充実や障害児の子育てをする保護者や家族支援の専門の拠点施設として役割を担います。障害児相談支援事業の活用や児童福祉施策全般の中でみていく発達支援コーディネーターの設置など、成長過程に応じた支援を継続する体制を整備します。また、サテライト型相談室の設置をきっかけとして、身近な地域での療育相談の場を拡充します。

基本目標②：すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

すべての子どもが次世代を担う人材として自ら育つことができる環境の充実が重要です。学校教育の一層の向上とともに、地域ぐるみで子育て環境を整備する施策を盛り込んでいます。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進

主な施策	全体計画	計画内容
保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化	就学前乳幼児教育の充実	乳幼児教育の充実、保育園・幼稚園における特別支援教育の充実、保幼小連携の推進
	小学校施設を活用した保育	
魅力ある公立学校教育の推進（特色ある学校教育の実践）	● 小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進委員会における検討、市民科教育の充実、小学校英語の推進、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、保幼小連携の推進
	特色ある学校教育の実践	
保育・教育に携わる人材の資質向上	教員の区独自採用	教員の区独自採用
	就学前乳幼児教育の推進（再掲）	保育者の教育保育力の向上

2) 学校など子育て環境の整備

主な施策	全体計画	計画内容
教育施設の計画的な改修・改築	学校改築の計画的な推進	老朽化に伴う改修・改築
地域との連携による育成事業の充実	すまいるスクールの充実（再掲）	地域や大学などとの協働の推進 すまいるスクールの充実

3) 地域で取り組む青少年の育成

主な施策	全体計画	計画内容
社会性を育む機会の提供	地域に学ぶ学習内容の充実	地域に学ぶ学習内容の充実、地域との連携強化公開事業の充実
子どもを守る地域体制づくり	● 子どもを見守る地域ネットワークの拡充	近隣セキュリティシステムの運営、83運動の推進、こども110ばんの家の推進
地域に根ざした育成の取組みの促進	● ティーンズプラザの充実	中高生活動支援
	地域での青少年育成事業の充実	青少年問題協議会・青少年対策地区委員会・青少年委員会の活動支援の充実
学校外の学びの場の提供	● 体験活動の支援・機会の提供	自然体験等の機会の充実
	子ども読書活動の推進	ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの活動支援、しながわ親子読書の日、子ども読書の日事業の推進、児童スペースの環境整備
思春期保健対策の充実	思春期のこころとからだの健康づくりの充実	思春期のこころの相談の充実、思春期家族教室の充実、思春期講演会の充実

基本目標②1)；魅力ある公立学校教育の推進（特色ある学校教育の実践）

（1）小中一貫教育の推進

小・中学校9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で確かな学力、豊かな社会性・人間性を身に付けるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、「品川区小中一貫教育要領」に基づいた小中一貫教育を推進します。

【現在の取り組み】

①新小中一貫教育要領の実施（指導課）

学習指導要領の改訂およびこれまでの実践の成果と課題を踏まえて改訂した「品川区新小中一貫教育要領」を確実に実施し、学力向上と豊かな人間性を育成しています。

②保幼小連携の推進（指導課）

小1プロブレムを未然に防ぎ、保幼小の学びを連続させるため、区独自の「ジョイント期カリキュラム」を全園・校で実施しています。

③区固有教員の採用（指導課）

平成21年度から区独自で教員を採用し、小中一貫教育を円滑・継続的に推進する教員を育成しています。

④学力定着度調査の全校実施（指導課）

小中一貫教育の成果と課題を検証し、今後の教育指導や施策の改善に役立てるため、全校の4年生・7年生で実施しています。

⑤その他（指導課）

教材の充実、市民科や小学校英語科の充実、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、教職員研修を充実しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小中一貫教育推進委員会における検討 市民科教育の充実、小学校英語の推進、 ステップアップ学習・習熟度別学習の充 実、保幼小連携の推進		小中一貫教育の充実		

【今後の課題と方向性】

施設分離型小中一貫教育の充実および区独自の教員などの人員を確保します。

基本目標②3) ; 子どもを守る地域体制づくり

(2) 子どもを見守る地域ネットワークの充実

家庭・学校・地域の協力者と警察などの協力による子どもたちの安全の確保および地域の防犯ネットワーク（近隣セキュリティシステム）づくりを推進します。

【現在の取組み】

①「まもるっち」の貸与（地域活動課）

全区立小学生と国私立小学生のうち希望者に、GPS機能付緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。

②システムの運用（地域活動課）

通報への一時対応は区のシステムセンターにて行い、内容によって保護者・学校・協力者・生活安全パトロール・警察に対応を依頼しています。

③協力者ネットワークの維持（地域活動課）

発報時に対応をする地域の協力者を募集するほか、協力者意識の維持・啓発のために研修などを実施しています。

(※各年度末現在、人、件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
「まもるっち」貸与数	13,323	13,418	13,637
緊急発報件数	16	24	17
協力者数	12,978	12,307	11,568

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
近隣セキュリティシステムの運営				

【今後の課題と方向性】

近隣セキュリティシステム協力者の安定確保および継続的な情報提供、研修会を開催します。

基本目標②3)；地域に根ざした育成の取組みの促進

(3) ティーンズプラザの充実

(子ども育成課)

青少年が集い、活発に活動できる場として児童センターを整備し、中高生の居場所として魅力のある施設とします。

【現在の取組み】

9ヶ所ある中高生の活動拠点「ティーンズプラザ」において、音楽やスポーツ、地域貢献などの活動を支援するとともに、友人と集い、憩える場を提供しています。

また、思春期における様々な悩みに応じ、適切な指導・助言を行っています。

(か所、人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	9	9	9
中高生入館者数	65,356	65,844	66,509

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中高生活動支援の充実				

【今後の課題と方向性】

居場所作りを通して、健全育成を図り、地域の若い力を地域に還元することが課題です。

乳幼児から18歳未満までが利用対象となっている児童センターの施設特性を生かし、児童間の縦の関係づくりと世代を超えた交流を行います。

基本目標②3) ; 学校外の学びの場の提供

(4) 体験活動の支援・機会の提供

(スポーツ推進課・子ども育成課)

仮想体験ではなく、科学実験や芸術活動、自然体験などの実体験を通して気づきや感動を体感することで、感性豊かで好奇心旺盛な青少年を育成します。

【現在の取組み】

科学実験や芸術活動、自然体験などの各種分野の中から、「わくわく・ドキドキ」を実体験できる体験活動を平成22年度より展開しています。カテゴリ別に、各分野の専門家を講師として招き、子どもたちの「すごい! どうして?! なぜ?!」という感動と探究心を大切に事業を実施しています。

コース内容：

「実験コース」4回、小学校3年～中学校3年

「表現コース」4回、小学校1年～6年の親子

(人)

延べ参加人数	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実験コース	68	74	75
表現コース	61	64	51

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
体験活動機会の充実				

【今後の課題と方向性】

学校・部活動などで体験できないテーマの設定とニーズの把握が必要です。

体験活動の重要性を啓発・広報し、体験型育成事業の周知についても様々な方法を検討します。テーマと手法について検証を行い、より斬新な事業形態を検討します。

基本目標③：区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

一人ひとりが、様々な人びとと協力し支えあいながら、地域や家庭の中での役割を自覚できる環境づくりが重要です。仕事と生活の調和、地域への参画や親の育ちの促進などの施策を盛り込んでいます。

第3次次世代育成支援行動計画の新規重点事業として、すべての若者の生活能力の向上の推進を新設し、経済的自立およびひきこもりなどの若者自立支援を進めてまいります。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 自立した生活や就労に向けた支援

主な施策	全体計画	計画内容
キャリアアップ、職業訓練や職業体験の機会の提供	ものづくり次世代人材育成支援	ものづくり教室の推進、技術者育成支援の推進
すべての若者の生活能力向上の推進	★ 若年者の経済的自立の支援	就業体験事業の充実、就業支援セミナー・カウンセリングの実施・充実
	★ ひきこもりなど若者自立の支援	庁内検討

2) 地域社会の一員としての参画の促進

主な施策	全体計画	計画内容
地域での多様な活動を通じた人間関係の構築	地域スポーツ活動の充実	スポ・レク、地域スポーツクラブによる地域スポーツの推進
	● 青少年の社会貢献活動の支援	青少年社会貢献活動の充実、中高生ボランティアの充実
仕事と生活の調和の実現	● ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進	啓発誌の作成、啓発講座の実施

3) 子どもとともに歩む親の育ちの促進

主な施策	全体計画	計画内容
子育てに主体的に関わる機会の提供	● 親育ちサポート事業の充実	親育ちワークショップの充実、赤ちゃんとのふれあい事業の充実、父親の子育て参加促進事業の充実、一日保育士体験、プレママ・プチママタウン、父親のための親育ちワークショップ
	★ 「家庭の日」の普及啓発	普及啓発の推進
食育の推進	食育を通じた健康づくりの推進	各種教室の充実、区民への啓発
	「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	保育園保護者の給食体験、食育保護者会、保育園・幼稚園PTAとの連携事業の充実

基本目標③1)；すべての若者の生活能力向上の推進

(1) 若年者の経済的自立の支援

新規学校卒業予定者、未就職卒業生、フリーターなどをはじめとする若年者の就職環境は依然として厳しい状況です。多くの若年者が就職に関して悩みを抱え、また、就職しても職場に馴染めないことなどを理由に、早期に離職する場合も少なくありません。若年者の就職と就職後の継続就業を支援することで、若年者の経済的自立を支援します。

【現在の取組み】

①若者就業支援事業（平成26年度から実施）（商業・ものづくり課）

39歳以下の若年者を対象に、就職活動の基礎や実践、面接対策などを学べるセミナーと、就職活動や将来について就職後の仕事や人間関係などの悩みやつまづきの相談にのる「キャリアカウンセリング（予約制：1回50分）」を実施しています。

②若者就業体験事業（平成25年度から実施）（商業・ものづくり課）

就業意欲がありながら正規雇用の機会を逸した、概ね30歳以下の若年者を対象に、ビジネスマナーなどの基礎研修と企業での就業体験の場を提供し、就業体験先での正規雇用に結びつけています。

<平成25年度実績>

事業参加者 36人 うち正社員雇用 26人、契約社員 1人（1年後に正社員予定）

③求人企業支援事業「合同就職説明会」（平成24年度から実施）（商業・ものづくり課）

区が人材採用活動の支援をしている区内中小企業が参加する「合同就職説明会」を開催し、企業と就職活動中の若年者に出会いの場を提供しています。

(社、人)

延べ参加社数人数	平成24年度	平成25年度
コンサルティング	11	19
説明会参加者	—	80

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就業体験事業の充実 就業支援セミナー・カウンセリングの充実				

【今後の課題と方向性】

今後の景気や若年者の雇用情勢を踏まえ、就業相談などを充実します。

基本目標③1)；すべての若者の生活能力向上の推進

(2) ひきこもりなど若年者自立の支援

(子ども育成課)

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう施策を充実します。

【現在の取組み】

庁内関係各課による検討会、区内関連団体・NPOなどの調査研究を行っています。また、東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談（アウトリーチ）」の第1次窓口として電話受付などを行っています。（平成26年度から実施）

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
庁内検討・ひきこもりなど若者の現状課題分析・「支援計画」の検討				

【今後の課題と方向性】

東京都では、平成27年度に子ども・若者育成支援推進法に基づく「東京都子供・若者計画」の策定に向けて検討を進めています。都の計画を受け「品川区子ども・若者支援計画」の策定を検討します。

基本目標③2)；地域での多様な活動を通じた人間関係の構築

(3) 青少年の社会貢献活動の支援

青少年自身が周囲に守られ支えられてきたこれまでの生活を振り返り、今後は社会の中で自分の役割を見つけ行動するきっかけづくりを支援します。

【現在の取組み】

①青少年地域貢献活動支援事業（子ども育成課）

家庭や地域の中で、「何ができるか」考える場や行動する機会を提供しています。

- ・ジュニアリーダーボランティア派遣事業（中高生コース対象）（平成23年度から実施）

各地区委員会で行なう行事に対し、区がジュニアリーダー教室中高生コース（中2以上）で募集し、ボランティアとして派遣しています。レクリエーション指導やグループリーダーとしての力を発揮する機会を提供しています。

- ・「役立ち隊」育成事業（一般公募）（平成24年度から実施）

貢献活動の知識を深める講座を開き、その後それぞれのやりたい活動について個別の相談を受け、貢献活動をコーディネートしています。活動は、グループで自主的に取り組みます。

※平成26年度よりジュニアリーダーボランティア派遣事業と統合し、役立ち隊育成事業に一本化しました。

(人、回)

役立ち隊	24年度	25年度	②ボランティア派遣	23年度	24年度	25年度
登録者	36	36	活動回数	3	1	2
活動回数	14	17	延べ活動人数	36	4	8
延べ活動人数	78	90				

②中高生ボランティア活動の支援（子ども育成課）

スポーツGOMI拾い大会などを通じて青少年の社会貢献活動への動機づけを行っています。

(回、チーム)

	24年度	25年度
実施回数	1	1
参加チーム数	17	22

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
青少年社会貢献活動の充実 中高生ボランティア活動の充実				

【今後の課題と方向性】

町会や学校と類似した事業の実施は避け、参加者の取り合いにならないよう配慮をしています。役立ち隊の組織化をはかり自主活動の範囲を拡げる働きかけが必要です。また、6年後のオリンピック・パラリンピック東京開催に、多くの若者が関わりを持てるよう取り組みます。

基本目標③2) ; 仕事と生活の調和の実現**(4) ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進**

(人権啓発課)

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を支援します。

【現在の取り組み】

平成21年10月に策定した「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」で、重点施策として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を掲げ、ワーク・ライフ・バランスアクションプランを推進しています。

- 1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- 2) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3) 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4) 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画センターでは、意識啓発として以下の取り組みを行っています。

①男女平等啓発誌「マイセルフ」の作成

啓発誌において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識や理解を深めるため、区民委員の企画・編集による特集記事を掲載しています。

②ワーク・ライフ・バランス講座の実施

ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、意識啓発の場を提供しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
啓発誌の作成および啓発講座の実施				

【今後の課題と方向性】

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。

基本目標③3) ; 子育てに主体的に関わる機会の提供

(5) 親育ちサポート事業の充実

親としての不安や迷い、悩みを受け止め、専門職による必要な情報提供、親同士の交流を図り子育ての精神的負担を軽減します。また母親・父親・次世代の親を対象としてアプローチを行い総合的な親育ちを支援します。

【現在の取組み】

①赤ちゃんとふれあい事業の充実 (子ども育成課)

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

②親育ちワークショップの充実 (子ども育成課)

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを実施しています。

③父親の子育て参加促進事業の充実 (子ども育成課)

父子で参加できるプログラムを実施することにより、父親の子育て参加機会を促進するとともに、家庭における母親の育児負担の軽減を図ることを目的として実施しています。

④プレママ・プチママタウン (平成 26 年度から実施) (子ども育成課)

妊娠中の方と初めて子どもを持つ母親との交流や講座を通して、育児不安の解消を目指します。

⑤父親のための親育ちワークショップ (平成 26 年度から実施) (子ども育成課)

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力のさらなる向上を図ります。

⑥一日保育士体験 (保育課)

保育園の保護者が、自分の子どものクラスで保育士として一日過ごし、子どもの成長を実感するとともに、保育園での「生活、遊び、学び」を体験します。(人)

延べ参加者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①参加生徒数	963	1,418	2,091
協力親子数	724	1,141	1,122
②親育ちワークショップ	1,715	1,686	1,439
ボランティア数	1,302	1,177	1,206
③父親の子育て参加促進講座	3,543	5,584	6,797
(うち父親の参加者数)	923	1,237	1,556
⑥一日保育士体験	927	1,071	1,140

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

乳幼児親子の地域における孤立化の防止や家庭における子育て力の向上のためには、行政による様々な交流の場や子育て情報の提供のより一層の充実が必要です。利用者目線にたった子育て支援策のあり方について、引き続き検討します。

基本目標③3)；子育てに主体的に関わる機会の提供

(6)「家庭の日」の普及啓発

品川区は、昭和49年より毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。具体的な親子・家族活動の促進を提案することで、活動の継続性や習慣化を図り良好な家族関係、親子の絆の構築を目指します。

【現在の取組み】

①親子対象事業の第1日曜日実施（子ども育成課）

親子を対象とした区主催の各種事業を「家庭の日」（毎月第1日曜日）に集中して実施するほか、ボールペンやクリアファイルなどの啓発グッズを配布しています。

②「家庭の日」のぼり旗・懸垂幕の掲出（子ども育成課）

「家庭の日」に児童センターでのぼり旗を、また、前後1週間は区役所に懸垂幕を掲出しています。

③毎月1日号の区広報紙に、啓発記事を掲載（子ども育成課）

④啓発リーフレットの作成（子ども育成課）

幼稚園・保育園・小学校・中学校ほか関係各課・施設などで配布しています。

⑤「家庭の日」輝く笑顔！しながわフォトコンテスト（平成26年度から実施）（子ども育成課）

家族や仲間の素敵な写真、家族で見つけた品川の良い所などを携帯電話、スマートフォンなどで写した写真をメールで応募し、入選者を表彰しています。コンテストを通して、親子の絆・家庭の教育力の向上、役割について啓発しています。

⑥「家庭の日」通信「まいふぁみりー」の発行（平成26年度から実施）（子ども育成課）

親子で参加できる事業やイベントの紹介、参加者の声などを掲載した冊子を発行し、「家庭の日」における区民活動を推進します。冊子は区内保育園、幼稚園、小中学校、図書館などで配布しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

家族の役割や家庭教育の重要性がますます高まっていることから、普及と啓発に努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、品川区全域を一つの区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（保育ママ）、認可外保育施設などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

①保育の必要性の認定区分

- 1号認定（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要あり
- 3号認定（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

②年齢区分

表1-1 平成25年度 区民利用者（平成25年4月1日現在の人口 17,776人）

幼稚園利用者数・率 (3～5歳)	保育施設利用者数 (3～5歳)	保育施設利用者数 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	3,495人	3,445人	
	保育施設利用者数・率 (0～5歳)		
4,179人 23.1%	6,940人 39.0%	6,657人 37.8%	

表1-2 平成27年度 教育・保育の需要量見込み（平成27年4月1日の推計人口 18,019人）

1号認定 (3～5歳)	2号認定(3～5歳)		3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	幼稚園利用者の想定	その他		
	304人	4,523人		
3,595人	4,827人		4,340人	
幼稚園利用者数・率 利用率(3～5歳)		保育施設利用者数・率 利用率(0～5歳)		
3,899人 21.6%		8,863人 49.2%		5,257人 29.2%

表1-3 各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3歳児	1,168	1,179	1,234	1,304	1,180	1,169	1,173
	4歳児	1,497	1,496	1,190	1,231	1,301	1,173	1,162
	5歳児	1,514	1,498	1,171	1,190	1,231	1,297	1,171
	計	4,179	4,173	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
2号認定	3歳児	1,291	1,350	1,658	1,751	1,583	1,570	1,575
	4歳児	1,124	1,229	1,593	1,649	1,742	1,571	1,556
	5歳児	1,080	1,127	1,576	1,602	1,659	1,747	1,576
	計	3,495	3,706	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
3号認定	0歳児	679	738	889	887	877	850	830
	1歳児	1,374	1,504	1,694	1,674	1,670	1,679	1,629
	2歳児	1,392	1,535	1,757	1,588	1,571	1,576	1,585
	計	3,445	3,777	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044

※平成25年度、平成26年度は実数

※3号認定の0歳児の量の見込みは、平成25年度第3回品川区子ども・子育て会議で、人口比率30%と決定した。

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型給付別）

①教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

表2-1 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 (3-5歳・ 教育標準時 間認定)	量の見込み①	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
	確保方策 計②	4,215	4,230	4,245	4,260	4,275
	(内訳)					
	施設型給付施設	702	717	732	747	762
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
	② - ①	620	505	533	621	769
2号認定 (3-5歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
	確保方策 計②	3,916	4,072	4,228	4,345	4,462
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,794	3,950	4,106	4,223	4,340
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	122	122	122	122	122
	② - ①	△911	△930	△756	△543	△245
3号認定 (0-2歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044
	確保方策 計②	4,319	4,508	4,697	4,855	5,013
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,288	3,407	3,526	3,614	3,702
	地域型給付事業	267	337	407	477	547
	新制度対象外施設	764	764	764	764	764
	② - ①	△21	359	579	750	969

- ・施設型給付施設 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・地域型給付事業 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・新制度対象外施設 東京都認証保育所、私立幼稚園（私学助成）、就学前乳幼児教育施設（幼児部門）

※「表2-1 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策」の説明

- ・1号と2号を合わせた、3～5歳児における需要と供給のバランスについて、現時点での認可保育園の待機児童は128人中4人であるため、ニーズは満たしている。
- ・1号認定の数値について、表1-2の平成27年度のニーズ調査のとおり2号の保育認定を受けても、幼稚園の利用を希望したい方が304人存在する。300人程度は、2号認定で幼稚園の希望者であると想定される。
- ・2号認定の数値について、上記の1号に移行する方が300人程度存在し、平成25年度の時点で、3歳児の在宅子育てをしている方が、およそ400人いる状況である。また、認可保育園の申込状況では、平成26年7月の時点で、3歳以上の認可保育園の入園可能数の枠が237人あり、認可保育園へ入園が可能な現状である。マイナスの数値は出ているが、一定の確保方策が取れている。
- ・3号認定の数値について、待機児童は0～2歳の年齢層で占められている。東京都では、平成29年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出している。区も、この確保方策に沿って施策を進め、待機児童が解消するように供給量を定めた。今後の人口動向、認可保育園の申込状況などを踏まえ、来年度以降の施設整備を行う必要がある。

◎品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳）

	平成26年度(10月1日現在)						平成27年度(1年目)						平成28年度(2年目)						平成29年度(3年目)						平成30年度(4年目)						平成31年度(5年目)											
	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計							
	0歳	1.2歳	3歳	4.5歳	園数	0歳		1.2歳	3歳	4.5歳	園数	0歳	1.2歳		3歳	4.5歳	園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳	園数	0歳	1.2歳	3歳	4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳	4.5歳	園数								
施設型給付施設	675	2465	1310	0	2261	682	7393	706	2582	1381	0	2413	702	7784	736	2671	1433	5	2517	712	8074	766	2760	1485	10	2621	722	8364	788	2826	1524	15	2699	732	8584	810	2892	1563	20	2777	742	8804
保育園	634	2327	1240	0	2130	0	6331	650	2395	1279	0	2239	0	6563	674	2464	1318	0	2317	0	6773	698	2533	1357	0	2395	0	6983	714	2579	1383	0	2447	0	7123	730	2625	1409	0	2499	0	7263
幼稚園	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	657	657	0	0	0	657	657			
認定こども園	41	138	70	0	131	25	405	56	187	102	0	174	45	564	62	207	115	5	200	55	644	68	227	128	10	226	65	724	74	247	141	15	252	75	804	80	267	154	20	278	85	884
地域型保育給付事業	71	116	0	0	0	0	187	94	173	0	0	0	0	267	117	220	0	0	0	0	337	140	267	0	0	0	0	407	163	314	0	0	0	0	477	186	361	0	0	0	0	547
家庭的保育	3	8	0	0	0	0	11	4	10	0	0	0	0	14	5	12	0	0	0	0	17	6	14	0	0	0	0	20	7	16	0	0	0	0	23	8	18	0	0	0	0	26
小規模保育	68	108	0	0	0	0	176	84	150	0	0	0	0	234	100	182	0	0	0	0	282	116	214	0	0	0	0	330	132	246	0	0	0	0	378	148	278	0	0	0	0	426
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	6	13	0	0	0	0	19	12	26	0	0	0	0	38	18	39	0	0	0	0	57	24	52	0	0	0	0	76	30	65	0	0	0	0	95
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新制度対象外施設	206	502	45	1179	89	2334	4355	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399
認証保育所	206	502	45	0	89	0	842	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886
幼稚園(私学助成)	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73
年度合計	11935						11935	12450						12450	12810						12810	13170						13170	13460						13460	13750						13750
各区分ごとの計	952	3083	1355	1179	2350	3016		1017	3302	1422	1179	2494	3036		1070	3438	1474	1184	2598	3046		1123	3574	1526	1189	2702	3056		1168	3687	1565	1194	2780	3066		1213	3800	1604	1199	2858	3076	
保育(2・3号)の合計	7740							8235							8580							8925							9200							9475						

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

なお、一時預かり事業などの事業の拡充に伴う人材の確保のために、育児経験豊かな主婦などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※の活用を推進していきます。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、子育て支援に従事することができる制度です。

地域子ども・子育て支援事業
(1) 利用者支援に関する事業
(2) 時間外保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業
(4) 子育て短期支援事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
(7) 地域子育て支援拠点事業
(8) 一時預かり事業
(9) 病児保育事業
(10) 子育て援助活動支援事業
(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

表1-1 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数

(件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	221	259	387

②子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターで子育て相談を実施しています。

表1-2 子育てひろば事業相談件数実績数

(件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	3,315	4,193	3,308

【量の見込みと確保方策】

表1-3 利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み ①					
事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
確保方策 ②					
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

家庭や地域の子育てをめぐる環境が変化する中、多様な子育てに関する相談に対応するため、子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談などの対応を引き続き進めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定めることができます。小学校就学前の子どもの保育に関わる希望時間帯を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①延長夜間保育（保育課）

勤務時間や通勤時間の都合で基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表2-1 延長保育の実施園数（平成25年度）

(か所)

実施時間	公立保育園	私立保育園
午後7時30分までの延長保育実施園	30	4
午後8時までの延長保育実施園	—	1
午後8時30分までの延長保育実施園	7	17
午後9時までの延長保育実施園	—	2
午後10時までの延長保育実施園	6	—
延長早朝保育の実施園	—	3
計	43	27

表2-2 公立園延長保育の利用状況（延べ人数）

(人)

年度（平成）	1時間延長	2時間延長	夜間	合計	利用者数
23	67,840	24,479	5,346	97,665	2,457
24	70,551	22,597	4,633	97,781	2,503
25	70,987	20,153	3,904	94,282	2,521

表2-3 私立園延長保育の利用状況（延べ人数）

(人)

年度（平成）	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数(推計)
23	550	14,566	5,524	20,640	519
24	735	23,632	9,081	33,448	856
25	1,198	34,078	12,236	47,512	1,208

【量の見込みと確保方策】

表2-4 時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

(人)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,270	3,264	3,245	3,201	3,116

※時間外保育事業は、新制度の対応（保育の必要性に応じて保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の2区分を設定）により、保育短時間利用者の利用量が増加することが見込まれるため、ニーズ量を補正しました。

（補正内容）

「短時間保育」の区分に認定される児童は、保育基本時間（8時間）を超えた場合、時間外保育事業の対象となります。平成26年度の入園申込み者のうち、短時間保育が想定される割合（26.3%）を利用量の増加分として、増加率（126.3%）をニーズ量に乗算して補正します。

表2-5 時間外保育事業の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936
確保方策 ②					
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

都市部の特有な就労形態に対応するため、保護者が安心して就労が継続できるように、就労支援を充実するとともに、子どもの保育環境の保障を図ります。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設し、平成16年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン」※として取り組んでいます。

※「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して一体型を中心とした放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

【現在の取り組み】

①すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

表3-1 すまいるスクール登録数・登録率

(人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	13,230	9,320	13,365	9,470
うち低学年	6,706	6,317	6,847	6,429
うち高学年	6,524	3,003	6,518	3,041
1校平均	348	245	361	256
登録率	—	70.4%	—	70.9%

表3-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数）

(人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	680,308	46,428	682,177	41,195
1日平均	2,788	960	2,808	824
登録参加率	29.9%	10.3%	29.7%	8.7%

【量の見込みと確保方策】

表3-3 放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

(人)

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	6,742	6,956	7,178	7,351	7,547
うち低学年	4,032	4,174	4,261	4,338	4,440
うち高学年	2,710	2,782	2,917	3,013	3,107

※区で実施している「すまいるスクール（放課後児童健全育成事業）」の対象は全児童であるため、ニーズ量を実績値に合わせて補正しました。

表3-4 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
うち低学年	7,064	7,307	7,465	7,595	7,781
うち高学年	3,172	3,284	3,455	3,545	3,648
確保方策 ②					
放課後児童健全 育成事業	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

放課後の安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

(4) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①子育て家庭在宅サービス事業（子ども育成課）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

表4-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数

(人、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	14	11	9
延べ利用日数	37	45	20

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間、または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。宿泊も可能です。

表4-2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業実績数

(人、人回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	64	81	89
延べ利用回数	222	338	324

【量の見込みと確保方策】

表4-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
947	945	938	925	901

※子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を実績値に置き換えて補正しました。

利用意向調査において、全利用者のうち「ひとり親家庭」の利用意向日数（調査による利用したい平均日数 16 日）が実績値（平均利用日数 5 日）と差が大きいため、利用意向日数を実績値に置き換えてニーズ量を補正します。

表4-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495
確保方策 ②					
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

子育て支援と要保護児童対策の両面から対象年齢や利用要件について整備し、利用者へ周知します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が民生児童委員の協力を得て訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

表5-1 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など

(件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数		2,455	2,672	2,828
内訳	保健センター	2,402	2,642	2,810
	児童センター	53	30	18
出生通知票受理件数		2,387	2,505	2,574
出生数		3,255	3,346	3,566
訪問率		75.4%	79.9%	79.3%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

【量の見込みと確保方策】

表5-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
訪問率	90.0%	93.0%	98.0%	100.0%	100.0%
確保方策 ②					
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

「虐待の気づき・発見」、「発生予防」は重要であり、本事業の全数実施がより一層重要な課題です。

今後も妊娠期からの支援強化とすくすく赤ちゃん訪問の周知の工夫、訪問件数を増加させるための課題検討と実施および地域連携の強化に取り組みます。

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①養育支援訪問（子ども育成課）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して、保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安など、児童の健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行っています。

表6-1 養育支援訪問実績数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児支援ヘルパー派遣	212	294	377
児童虐待予防的支援	373	299	232

(件)

【量の見込みと確保方策】

表6-2 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育支援件数	600	600	600	575	575
確保方策 ②					
養育支援件数	600	600	600	575	575
② - ①	0	0	0	0	0

(件)

【今後の課題と方向性】

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の視点から、実施内容を充実します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①地域子育て支援センター（子ども育成課）

- ・子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

表7-1 地域子育て支援センター乳幼児利用実績数

(人日、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,581	3,660	3,368
利用者数（月平均）	382	305	281
子育て相談件数	60	50	36

※子育て相談件数は、表1-2「子育てひろば事業相談件数実績数」の内数。

②児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

表7-2 児童センター乳幼児利用実績数

(人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	207,566	229,493	237,232
利用者数（月平均）	17,297	19,124	19,769

「親子のひろば」

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などを通して、親子で楽しいひと時を過ごしています。

表7-3 親子のひろばの実施回数・利用者数（表7-2の内数）

(回数、人日、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クラブ数	98	101	103
実施回数	3,128	3,298	3,274
延べ利用者数	52,236	53,123	59,769
利用者数（月平均）	4,749	4,829	5,434

「チャイルドステーション事業（児童センター）」

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

表7-4 チャイルドステーション事業の実施施設数・登録者数（表7-2の内数）

(か所、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	25	25	25
登録者数	1,149	1,323	1,862

③チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

表7-5 チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・登録者数

(か所、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	40	40	41
登録者数	2,174	1,542	1,272

④地域交流室ポップンルーム（保育課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内にあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

表7-6 地域交流室ポップンルーム実績数

(人日、日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,640	5,128	4,743
利用者数（月平均）	387	427	386
実施日数	246	246	246

【量の見込みと確保方策】

表7-7 地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策

(人回/1月あたり)

ニーズ量 ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
確保方策 ②					
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望などを勘案し、また、他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

① 幼稚園における預かり保育（保育課）

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表8-1 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	10	10	10
延べ利用者数	32,521	36,281	40,910

表8-2 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金対象園数	7	7	7
延べ利用者数	43,684	46,259	51,459

② 幼稚園以外による一時預かり事業

②-1 一時保育（保育課）

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

表8-3 一時保育の利用実績（区立保育園）

(人、人日)

保育事由		平成23年度	平成24年度	平成25年度
死亡・行方不明	人数	0	1	0
	人日数	0	6	0
入院・通院	人数	164	166	194
	人日数	490	692	696
看護	人数	34	5	43
	人日数	172	43	325
幼稚園休園	人数	88	71	81
	人日数	534	380	487
緊急一時	人数	5	17	14
	人日数	6	43	21
その他	人数	156	111	112
	人日数	834	529	270
合計	延べ利用人数	447	371	444
	延べ利用日数	2,036	1,693	1,799

※上記表中の「幼稚園休園」の利用者は、表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）の「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」の対象となる。

表8-4 一時保育の利用実績（私立保育園）

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施保育園数	9	8	9
延べ利用者数	2,292	1,135	1,331

②-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

表8-5 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施場所数	8	8	8
リフレッシュ	2,665	2,792	2,860
通院・出産	1,849	2,563	2,247
ショッピング	357	329	290
美容院	400	380	379
学校などの行事	2,052	2,178	2,147
カルチャースクール	1,204	1,276	1,092
仕事	1,635	1,899	2,005
その他	1,612	1,596	1,566
合計	11,774	13,013	12,586

②-3 緊急一時保育奉仕員（保育課）

保護者の死亡・失踪・離別などにより緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を保育奉仕員が自宅で預かっています。

表8-6 緊急一時保育奉仕員の人数・延べ利用者数

(人、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育奉仕員数	2	2	2
延べ利用日数	271	61	300

【量の見込みと確保方策】

表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①3～5歳 幼稚園利用者（1号）	60,264	62,465	62,232	61,001	58,766
②3～5歳 幼稚園利用者（2号）	79,040	81,952	81,640	79,976	77,012
③幼稚園での一時預 かりを除く利用者	223,778	221,153	219,682	217,066	211,909

※一時預かり事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を補正しました。

「量の見込み」は、アンケート調査結果を使用し、国の示した算出方法に基づき計算したものです。潜在的なニーズを含んだ数値のため、各事業の実績値と大きな差が見られることから補正をしていますが、計画の期間中において、実際の利用の需給量と確保方策に大きな差がみられる場合には、数値を見直すとともに、柔軟に運用します。

1. 「①3～5歳幼稚園利用者（1号）」と「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」のニーズ量について

一時預かり保育の利用者は、幼稚園の在園児が基本となることから、平成25年度の「就労以外に伴う延べ利用者数」と「就労に伴う延べ利用者数の利用実績値」に、3～5歳児の人口推計の増加率を乗算してニーズ量を補正します。

表8-8 一時預かり事業（①3～5歳幼稚園利用者（1号））の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,442	24,335	23,861	22,979
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,442	24,335	23,861	22,979
② — ①	0	0	0	0	0

表8-9 一時預かり事業（②3～5歳幼稚園利用者（2号））の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,489	80,135	78,576	75,671
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,489	80,135	78,576	75,671
②－①	0	0	0	0	0

2. 「③幼稚園での一時預かりを除く利用者」のニーズ量について

「生活支援型一時保育（オアシスルーム）の平成26年6・7月分の実績」から想定される利用数は16,120人日です。

生活支援型一時保育（オアシスルーム）の利用定員枠は、「生活支援型一時保育（オアシスルーム）の平成25年度実績」が16,994人日です。その他の一時預かりの利用定員枠は、公立保育園の一時保育では、42園各園2人ずつ、年間300日の開所とした場合、25,200人日、私立保育園では平成25年度の実績値から1,300人日あり、全体の利用定員枠の合計は、43,494人日です。在宅者と幼稚園利用者の利用希望数は、全ての事業の利用定員枠を合計した数で満たされていることから、利用定員枠を補正ニーズ量とします。

表8-10 一時預かり事業（③幼稚園での一時預かりを除く利用者）の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	43,494	43,494	43,494	43,494
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	43,494	44,994	44,994	46,494
②－①	0	0	1,500	1,500	3,000

【今後の課題と方向性】

生活支援型一時保育（オアシスルーム）の利便性の向上を図るため、実態と利用者の要望を踏まえて、引き続き内容を検討します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱などで急に病気になった場合、病院・保育園に付設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室で看護師などが緊急的な対応を行う事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①病児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気なため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的に預かっています。

表9-1 病児保育の実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	2	2
延べ利用者数	241	271	691

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かっています。

表9-2 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	3	4	4
延べ利用者数	1,185	1,261	1,107

【量の見込みと確保方策】

表9-3 病児保育事業の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
36,248	36,192	35,975	35,483	34,541

※病児保育事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量に利用率を乗算して補正しました。

平成25年度の利用可能な年間定員は7,040人（内訳：病児2,080人、病後児4,960人）、実際の利用人数は、年間1,798人（内訳：病児は691人、病後児は1,107人）から利用率（25.5%）を算出し、ニーズ量に乘算して補正します。

表9-4 病児保育事業の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児保育事業	9,243	9,229	9,174	9,048	8,808
確保方策 ②					
病児保育事業	7,040	7,040	7,690	7,690	7,690
② - ①	△2,203	△2,189	△1,484	△1,358	△1,118

【今後の課題と方向性】

子どもが病気で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①ファミリー・サポート事業（子ども家庭支援課）

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2か所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

表10-1 ファミリー・サポート・センター活動状況

(1) 平塚ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	234	229	257
依頼会員数	1,581	1,708	1,952
提供兼依頼会員数	29	24	23
活動件数	3,746	3,739	2,775

(2) 大井ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	170	190	193
依頼会員数	921	1,085	1,329
提供兼依頼会員数	21	21	23
活動件数	3,129	3,791	3,873

【量の見込みと確保方策】

表10-2 子育て援助活動支援事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
確保方策 ②					
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
② - ①	0	0	0	0	0

※ニーズ量の対象者は5歳のみ。

【今後の課題と方向性】

地域で子育てを支える相互援助活動をより充実させるため、提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回、公費助成しています。

表11-1 妊婦健康診査（指定医療機関実施）

	(枚数)		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,448	3,702	3,810
妊婦健康診査 (2～14回目受診票)	33,550	33,983	38,177

【量の見込みと確保方策】

表11-2 妊婦に対して健康診査を実施する事業の量の見込みと確保方策

(枚数)					
量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数 (件)	3,628	3,620	3,577	3,469	3,385
1回目受診票	3,263	3,256	3,217	3,120	3,044
2～14回目受診票	31,728	31,661	31,285	30,340	29,600
受診票件数計	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
確保方策 ②					
受診票作成件数	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

母子保健法第13条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた児童が特定教育・保育等を受けた場合で、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用等の費用として自治体が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用していく事業です。

※上記の2事業（「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」）は、現在国において詳細を検討中です。詳細が提示され次第、区として検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、幼保一元化に取り組み、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。

その成果として、乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つしながわっこ」やその内容を踏まえ、「～保幼小ジョイント期カリキュラム～ しっかり学ぶしながわっこ」を策定し、これらの活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心を持ち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や私立幼稚園の園長らによるNPOに委託した就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支え合う環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要があると、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を推進します。

【現在の取組み】

① 幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

表4-1 幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～3歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	117	116	210	205	327	321

表4-2 幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～5歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
3	334	320	210	206	544	526

表4-3 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～2歳）		幼児教育施設（3～5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	46	54	71	100	117

②認定こども園

保育園機能と合わせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

表4-4 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

	施設数	定員	園児数
		(うち認定こども園枠4・5歳児)	(うち認定こども園枠4・5歳児)
認定こども園	4	373 (35)	403 (25)
(内訳)			
区立	3	308 (30)	340 (23)
私立	1	65 (5)	63 (2)

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ておよび次世代育成支援の推進は、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。



資料編

資料編 1 会議委員名簿および審議経過

1 品川区子ども・子育て会議（次世代育成支援対策推進協議会）委員名簿

(任期：平成25年8月29日から平成27年3月31日)

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	森嶋 尚子	品川区立延山小学校 校長
関係行政機関	森下 英志 (H25.8.29～H26.3.31)	東京都品川児童相談所 所長
	上川 光治 (H26.4.1～H27.3.31)	
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	緑川 秀勝 (H25.8.29～H26.1.22)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	若槻 まどか (H26.1.23～H27.3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	高田 亜希	(株) 空のはね 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
子ども・子育て支援に関する 事業の利用者	安藤 公一	公益社団法人 東京青年会議所 品川区委員会
私立幼稚園利用者	伊藤 句里子	品川教会附属幼稚園 PTA
区立幼稚園利用者	林 雅子	区立第一日野幼稚園 前PTA会長
私立保育園利用者	平林 貴子	石井保育園 前PTA会長
区立保育園利用者	兼高 智仁	区立南大井保育園 PTA会長
公募区民	稲垣 百合恵	
公募区民	佐藤 典子	
公募区民	相馬 ルリ子	

(敬称略)

2 審議経過

【平成 25 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 子ども・子育て会議について (2) 品川区の子育て施策の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 利用希望把握調査について
第 2 回	平成 25 年 11 月 11 日 (月) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 利用意向調査の結果について (2) 品川区子ども・子育て支援事業計画について
第 3 回	平成 26 年 3 月 19 日 (水) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て支援事業計画の素案について 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2) 平成 26 年度以降の会議の進め方について

【平成 26 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 26 年 6 月 12 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 会議棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (案) の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進行動計画との一体化 2. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」 (2) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 26 年 9 月 2 日 (火) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (案) の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画について 2. 次世代育成支援対策推進行動計画 (後期) 主要事業の実績と成果について 3. 第 3 次次世代育成支援対策推進行動計画について (2) 今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 26 年 10 月 16 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (素案) の策定について (2) 今後のスケジュールについて 1. 保育の必要性について 2. 利用者負担について
第 4 回	平成 27 年 1 月 15 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (素案) へのパブリックコメントについて (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) 利用者負担の考え方について (4) 第 2 期品川区子ども・子育て会議 (品川区次世代育成支援対策推進協議会) について

資料編2 「量の見込み」の考え方

1 人口推計（0歳～11歳）

※平成26年度以降の推計値の算出方法

$$\frac{\text{平成25年度の住民基本台帳人口数（外国人含む）}}{\text{「就学前人口（外国人含まず）」}} \times \text{「就学前人口」} = \text{「人口推計値」}$$

	平成25年度	平成26年1月1日	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,313	3,446	2,998	2,963	2,957	2,922	2,834	2,765
1歳	3,130	3,267	3,307	2,991	2,958	2,951	2,966	2,878
2歳	2,973	3,038	3,076	3,250	2,940	2,908	2,917	2,932
3歳	2,880	2,938	2,929	3,031	3,202	2,896	2,870	2,879
4歳	2,750	2,846	2,879	2,928	3,031	3,202	2,888	2,861
5歳	2,730	2,743	2,727	2,856	2,904	3,005	3,165	2,856
0歳～5歳 計	17,776	18,278	17,916	18,019	17,992	17,884	17,640	17,171
6歳～8歳 計	7,457	7,664	7,822	8,101	8,386	8,561	8,716	8,921
9歳～11歳 計	7,069	7,061	7,098	7,298	7,494	7,857	8,118	8,368
合計	32,302	33,003	32,836	33,418	33,872	34,302	34,474	34,460

2 「量の見込み」を算出にあたっての家庭類型の分類

対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型（8種類）」を設定する。

（家庭類型合計 3,281件・有効回収数 3,558件）

タイプ	父母の有無と就労状況		家庭類型		年齢統合	
			現在	将来	実数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	15	15	145	4%
		1・2歳	45	45		
		3歳以上	85	85		
B	父母ともに「フルタイム」	0歳	317	339	1,530	47%
		1・2歳	542	569		
		3歳以上	594	622		
C	「フルタイム」と「長時間のパートタイム」 （保育園利用を想定）	0歳	37	32	227	7%
		1・2歳	83	80		
		3歳以上	130	115		
C'	「フルタイム」と「短時間のパートタイム」 （幼稚園利用を想定）	0歳	10	7	128	4%
		1・2歳	20	20		
		3歳以上	107	101		
D	専業主婦（夫）	0歳	253	239	1,234	38%
		1・2歳	468	446		
		3歳以上	553	549		
E	父母ともに「長時間のパートタイム」 （保育園利用を想定）	0歳	2	2	5	0%
		1・2歳	2	2		
		3歳以上	1	1		
E'	「長時間のパートタイム」と「短時間のパートタイム」 （幼稚園利用を想定）	0歳	0	0	0	0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
F	無業×無業	0歳	0	0	12	0%
		1・2歳	8	6		
		3歳以上	9	6		

※「フルタイム」就労時間 月160時間以上

※「長時間パートタイム」就労時間 月120時間以上160時間未満

※「就労下限時間（区）」就労時間 月48時間

3 「量の見込み」を算出する項目

対象事業	認定区分	家庭類型タイプ	対象年齢	
1 教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	1号認定	C'、D、E'、F	3~5歳	教育・保育の 量の見込み
2 保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	2号認定	A、B、C、E	3~5歳	
保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号認定	A、B、C、E	3~5歳	
3 保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号認定	A、B、C、E	0歳、1・2歳	地域子ども・子 育て支援事業
4 利用者支援事業			0~5歳、1~6年生	
5 時間外保育事業		A、B、C、E	0~5歳	
6 放課後児童健全育成事業		A、B、C、E	1~3年生、4~6年生	
7 子育て短期支援事業		全ての家庭類型	0~18歳	
8 地域子育て支援拠点事業		全ての家庭類型	0~2歳	
9 一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		全ての家庭類型	3~5歳 0~5歳	
10 病児保育事業		A、B、C、E	0~5歳、1~6年生	
11 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		全ての家庭類型	0~5歳、1~3年生、 4~6年生	

4 教育・保育の量の見込み

○量の見込みの算出方法

「推計児童数(人)」 × 「将来家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向率(割合)」 = 「量の見込み(人)」

<1号認定> (認定こども園及び幼稚園)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプC'、D、E'、F	3歳以上	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506

<2号認定> (幼稚園利用を想定)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	3歳以上	304	315	317	310	297

<2号認定> (認定こども園及び保育所)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	3歳以上	4,523	4,687	4,667	4,578	4,410

<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0~2歳	5,187	4,994	4,954	4,916	4,835

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

5 時間外保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0～5歳	3,270	3,264	3,245	3,201	3,116

6 放課後児童健全育成事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	低学年	4,032	4,174	4,261	4,338	4,440
	高学年	2,710	2,782	2,917	3,013	3,107

7 子育て短期支援事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	0～5歳	947	945	938	925	901

8 地域子育て支援拠点事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい回数(人回))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	0～2歳	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984

9 一時預かり事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプC'、D、E'、F(1号認定)	3～5歳	60,264	62,465	62,232	61,001	58,766
タイプA、B、C、E(2号認定)	3～5歳	1,520	1,576	1,570	1,538	1,481
全ての家庭類型	0～5歳	223,778	221,153	219,682	217,066	211,909

10 病児保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0～5歳	36,248	36,192	35,975	35,483	34,541

11 子育て援助活動支援事業(就学時のみ)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	5歳	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403

資料編3 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査結果概要

調査結果概要

本事業計画を作成するにあたり、子どもの保護者の特定教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事業を正確に把握したうえで、これらを勘案して作成する必要があることから意向調査を実施しました。主な調査結果概要は以下のとおりです。

調査対象	①区内に居住する0歳～3歳未満の子どもを持つ保護者 3,200人 ②区内に居住する3歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,800人											
調査方法	郵送によるアンケート調査											
調査期間	平成25年9月11日に発送、9月30日締切											
配布数・回収数	配布数 6,000件 有効回収数 3,558件 有効回収率 59.3%											
	<table border="1"> <tr> <td>①3歳未満</td> <td>配布数 3,200件</td> <td>②3歳以上</td> <td>配布数 2,800件</td> </tr> <tr> <td>有効回収数</td> <td>1,967件</td> <td>有効回収数</td> <td>1,591件</td> </tr> <tr> <td>有効回収率</td> <td>61.5%</td> <td>有効回収率</td> <td>56.8%</td> </tr> </table>	①3歳未満	配布数 3,200件	②3歳以上	配布数 2,800件	有効回収数	1,967件	有効回収数	1,591件	有効回収率	61.5%	有効回収率
①3歳未満	配布数 3,200件	②3歳以上	配布数 2,800件									
有効回収数	1,967件	有効回収数	1,591件									
有効回収率	61.5%	有効回収率	56.8%									

<調査結果のポイント>

- ・子育てと就労についての考え方：3歳未満・以上とも、母親は「在宅での子育て」が約30%、「保育を利用して働きながら子育て」が約65%、父親は「在宅での子育て」が3%、「保育を利用して働きながら子育て」が約50%、「配偶者が在宅で自分は働く」が約30%。
- ・母親の就労状況：3歳未満では49.3%がフルタイム（うち14.6%が産休・育休・介護休業中）
3歳以上では43.6%がフルタイム（うち3.9%が産休・育休・介護休業中）
- ・父親の就労状況：3歳未満・3歳以上とも約9割がフルタイム。育休等、パート・アルバイトは1%未満
- ・定期的な教育・保育の利用状況：「利用している」は3歳未満では48.0%、3歳以上では96.5%
- ・利用している教育・保育事業：3歳未満では「認可保育所」が61.4%、「認証保育所」が16.4%
3歳以上では「幼稚園」が43.9%、「認可保育所」が40.8%、「幼稚園の預かり保育」が12.1%
- ・利用したい教育・保育事業：3歳未満では「認可保育所」が53.7%、「幼稚園」が51.9%、「幼稚園の預かり保育」が41.2%、「幼保一体施設」が34.0%、「認定こども園」が30.5%
3歳以上では「幼稚園」が53.0%、「認可保育所」が41.5%、「幼稚園の預かり保育」が41.1%、「幼保一体施設」が25.2%、「認定こども園」が19.4%
- ・利用している地域子育て支援拠点事業：「利用している」は3歳未満では43.7%、3歳以上では26.7%
- ・利用したい地域子育て支援拠点事業：「今後利用したい」、「利用日数を増やしたい」は3歳未満では46.7%、3歳以上では33.0%
- ・土曜・日曜や長期休暇中の教育・保育事業の利用：3歳未満・以上ともに、「利用する必要がない」が約6割、「月1～2回利用したい」が約3割。幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は「週に数日」が63.1%、「利用する必要はない」が23.7%。
- ・病気の際の対応（平日の教育・保育利用者）：病児・病後児のための保育施設等の利用は、3歳未満では「利用したい」が57.9%、「利用しない」が35.3%に対して、3歳以上は「利用したい」が49.4%、「利用しない」が45.1%。
- ・不定期の教育・保育事業の利用：3歳未満・以上ともに、「利用していない」が約7割だが、利用希望は約6割。
- ・放課後の過ごし方の希望（5歳児）：「すまいるスクール」が74.3%、「塾・習い事」が49.8%、「自宅①家族とともに過ごす」が38.8%
- ・母親の育児休暇の取得状況：3歳未満では「取得した（取得中である）」が48.7%、「取得していない」が12.0%
3歳以上では「取得した（取得中である）」が42.4%、「取得していない」が13.5%
- ・父親の育児休暇の取得状況：3歳未満では「取得した（取得中である）」が4.9%、「取得していない」が86.1%
3歳以上では「取得した（取得中である）」が3.7%、「取得していない」が84.9%

資料編4 用語集

※「子ども・子育て支援法」を「法」と略します。

【あ行】

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のことです。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

【か行】

家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所のことです。(法第7条)

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

子ども、児童、若者

「子ども」を表す言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律などにより異なりますが、本文では以下の範囲で使用します。なお、本計画では、「子ども」を概ね0歳から18歳までとします。

言葉	範囲	参考
乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満1歳から小学校就学始期に達するまでのもの	
少年	小学校就学から満18歳までの者	
児童	0歳以上18歳未満の者 (乳児、幼児、少年を合わせたもの)	青少年育成施策大綱
若者	思春期(中学生から概ね18歳まで)と 青年期(18歳から概ね30歳まで)を合わせたもの	

子育て支援センター

「児童福祉法」の児童家庭支援センターの機能である子どもや家庭に関する総合相談、ショートステイや一時保育など在宅サービス事業の提供や、地域子育てを支援するために交流の場や機会を提供する拠点です。品川区では、「子育て支援センター」という名称で家庭あんしんセンター内に設置し、児童虐待などに対応するための見守りサポートや養育支援訪問事業なども実施しています。

こども家庭あんしんねっと協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護を図るために、平成17年4月施行の「児童福祉法」改正により、「要保護児童対策地域協議会」の設置が法定化されました。品川区では、平成18年7月に「こども家庭あんしんねっと協議会」を設置し、地域ぐるみで要保護児童などに関する相談対応や療育体制の調整などを行っています。

子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国・地方公共団体・地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもや子どもの保護者に対する支援を行うことです。（法第7条）

（市区町村などが設置する）子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項で規定する市区町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」です。区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付属機関）。

（市区町村）子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で全市区町村が作成します。（法第61条）

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画の策定を義務付けるものです。品川区では、「前期計画」（平成17年～21年）および「後期計画」（平成22年～26年）を実施してきました。平成26年度に、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の延長となったことを受け、第3期計画として「子ども・子育て支援事業計画」と合わせて策定します。

次世代育成支援対策推進協議会

各地方公共団体における、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置するものです。品川区では「品川区次世代育成支援対策推進協議会」を平成16年に設置し、前期計画の策定と推進を担ってきました。

平成21年度は、学識経験者、児童委員、事業主関係者、公募区民等、15名の委員で構成され、後期計画の策定に向けた議論を積み重ねています。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。(法第7条)

児童虐待

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うことです。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。(法第7条)

【た行】

地域スポーツクラブ

「地域スポーツクラブ」とは、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域の子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくり・生きがいに資する地域の自主的な団体です。

地域にある身近な既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人びとが気軽に参加できるようなスポーツプログラムを実施しています。

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(法第27条)

【な行】

認可保育園

保護者が就労や疾病などのために乳幼児の保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設で、児童の発達と保護者の就労を支援する施設です。

認証保育所

東京都で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設です。民間事業者による自主事業で、都市部の多様なニーズに対応することを目的としています。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設です。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。（法第19条）

【や行】

幼児教育

幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児教育をおこなう施設です（区立は4・5歳が対象）。預かり保育（教育時間外の保育）については区立では全園、私立では一部を除いて実施しています。

幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

要保護児童、要支援児童

「児童福祉法」で定められている言葉です。要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子どもなどを対象に用いられています。要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指し、障害を持った子どもなどを対象に用いられています。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方です。

企業・事業所における長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務などの制度の整備・活用といった取組みが行われています。企業・事業所の理解と協力が不可欠であるとともに働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善などの取組みが必要です。

品川区

子ども・子育て計画

平成27年4月1日発行

品川区 子ども未来部 子ども育成課
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所
電話：03-5742-6720 / FAX：03-5742-6351

SHINAGAWA

